

第2次
笠岡市一般廃棄物処理基本計画
後期計画

令和5年3月

笠 岡 市

目 次

第1章	計画策定の趣旨	
第1節	一般廃棄物処理基本計画とは	1
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画の期間	4
第4節	計画対象廃棄物	5
第2章	笠岡市の地域概要	
第1節	位置と交通	6
第2節	主要指標	7
第3章	ごみ処理基本計画	
第1節	ごみ処理の現状と課題	10
第2節	基本理念	31
第3節	基本方針	31
第4節	数値目標	32
第5節	施策の体系	41
第6節	I. 発生・排出削減に関する施策	44
第7節	II. 再資源化に関する施策	58
第8節	III. 適正処理に関する施策	66
第9節	IV. 食品ロスに関する施策	81
第4章	生活排水処理基本計画	
第1節	水質保全に関する状況	88
第2節	生活排水処理の現状と課題	90
第3節	基本理念	95
第4節	基本方針	95
第5節	生活排水処理の目標	96
第6節	生活排水の処理主体	100
第7節	施策の体系	101
第8節	I. 生活排水の処理	103
第9節	II. し尿及び浄化槽汚泥の処理	109
第10節	III. その他の事項	115
第5章	計画の進行管理	
第1節	進行管理手法	116
第2節	進行管理指標	116
第3節	進行管理体制	117

第1章 計画策定の趣旨

第1節 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、笠岡市（以下「本市」という。）のごみ処理等の現状を把握・分析したうえで、長期的・総合的な視点に立って適正な一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理を行っていくため、今後の目標や市民・事業者・行政がそれぞれの立場から協力しながら推進していくべき施策、事業・計画などについての基本方針を示すものです。

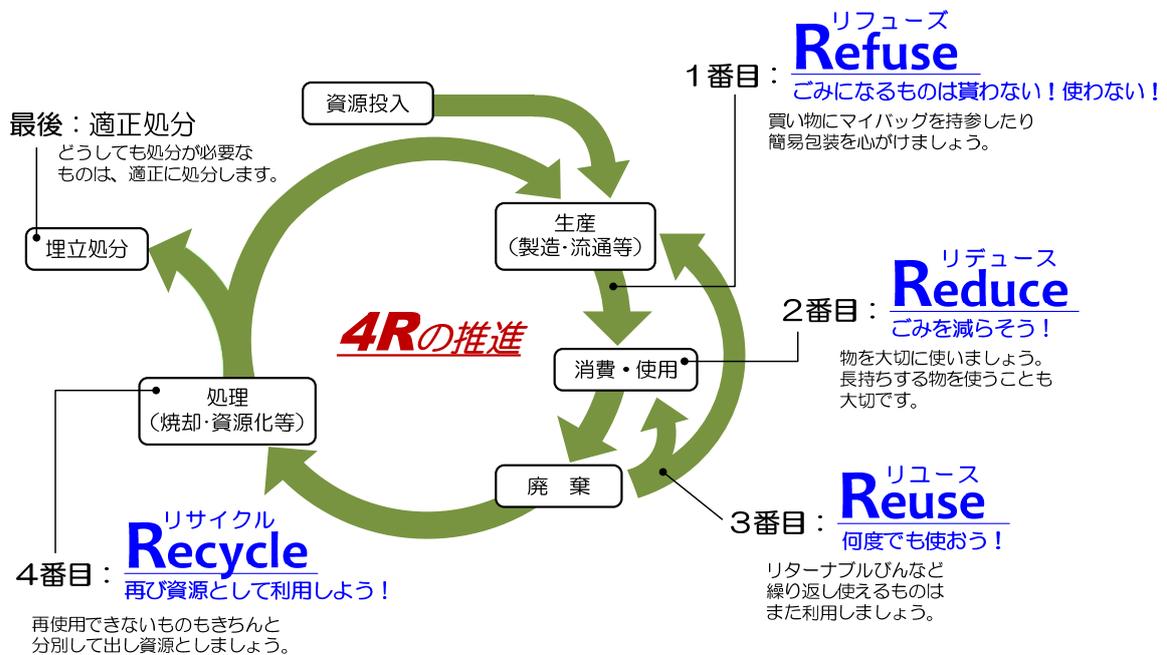
一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて市町村に策定が義務づけられています。ごみ処理の現状のほか、計画期間を 10～15 年としたうえで計画期間内におけるごみ発生量の見込みやごみ処理の目標（減量目標やリサイクル目標など）、またそれを達成するための具体的な施策について記載し、この計画で示した方針に沿ってごみ処理を行っていき、併せて循環型社会の形成^{注）1}（P2 参照）を図っていくこととなります。

本市では、平成 30 年度に第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しました。計画期間は平成 30 年度から令和 9 年度の 10 年間となっており、令和 4 年に中間見直しの時期を迎えました。昨今、廃棄物処理を取り巻く社会情勢も日々変化を続けており、令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。よって本市では、これらを踏まえ、本市の既定計画についてより実情に合った計画に見直しをするものとし、令和 4 年度に「第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画後期計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

◆循環型社会とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、限りある資源を最大限に有効利用し、環境負荷を少なくした社会のこと。

◆循環型社会形成のイメージ



◆国の目標値【一般廃棄物】

	平成 24 年度 実績値	令和 2 年度 (2020 年度) 目標値	令和 7 年度 (2025 年度) 目標値
排出量	約 4,523 万トン	約 4,000 万トン (約 12%削減)	—
再生利用率 ^{注) 2} (リサイクル率)	約 21%	約 27% (6 ポイント向上)	—
最終処分量	約 465 万トン	約 400 万トン (約 14%削減)	—
1 人 1 日当たりの ごみ排出量 ^{注) 3}	—	—	約 850 g
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量 ^{注) 4}	—	500 g 以下	約 440 g

注) 2. 再生利用率: 再生利用量 ÷ 排出量 × 100% (再生利用量, 排出量には集団回収量を含む)

3. ごみ排出量: 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

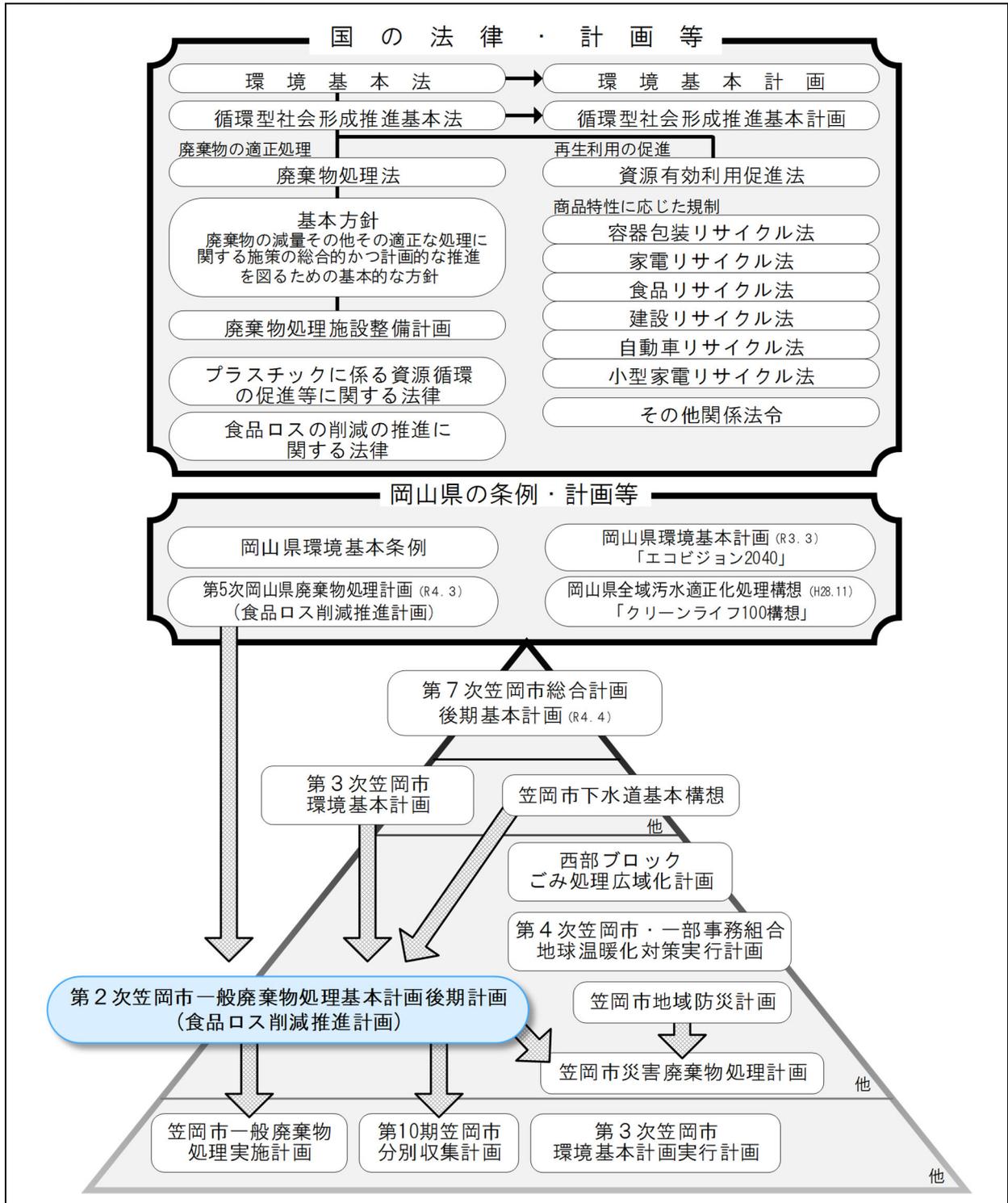
4. 家庭系ごみ排出量: 生活系ごみ排出量 - 生活系資源ごみ排出量

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

本計画は、図表 1-1 に示すように、岡山県の『第5次岡山県廃棄物処理計画（令和4年3月）』を上位計画に位置づけ、国や県の計画・法律と整合するものとします。また併せて本計画は、「食品ロス削減推進計画」として位置づけるものとします。

●図表1-1 本計画の位置づけ



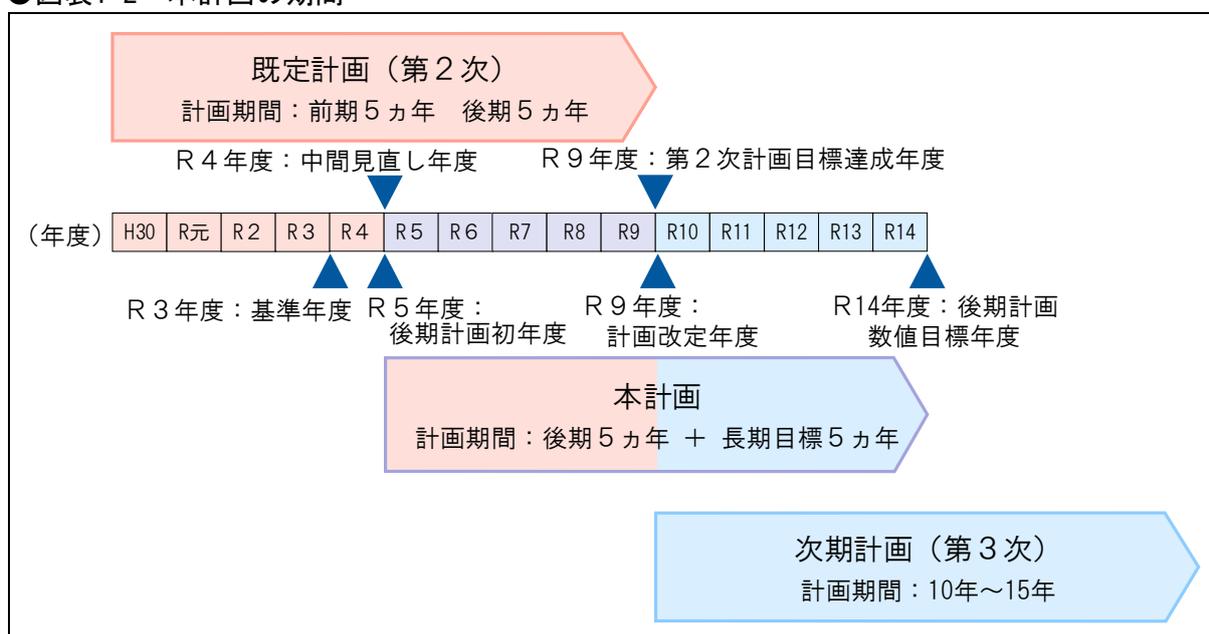
第3節 計画の期間

第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画の計画期間^{注)1}は10年間であり、令和4年度で前期計画期間の5カ年が経過したことから、中間見直しとして既定計画の改定を行い、後期計画を策定します。

本計画の計画期間は、後期5カ年（令和5～9年度）ですが、既定計画に引き続き、ごみの排出抑制目標等、10年後の数値目標を定めます。

令和3年度を基準年度^{注)2}とし、計画目標達成年度^{注)3}を令和9年度、数値目標年度^{注)4}を令和14年度とします。

●図表1-2 本計画の期間



注)1 計画の期間

- 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると10～15年とされています。また、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うことが適切とされています。

注)2 基準年度 ⇒ 令和3年度（2021年度）

- 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定する際に、基準となる現状を示すもので、本計画では、実績が確定した直近の令和3年度とします。

注)3 計画目標達成年度 ⇒ 令和9年度（2027年度）

- 令和9年度（2027年度）が第2次計画の目標達成年度です。

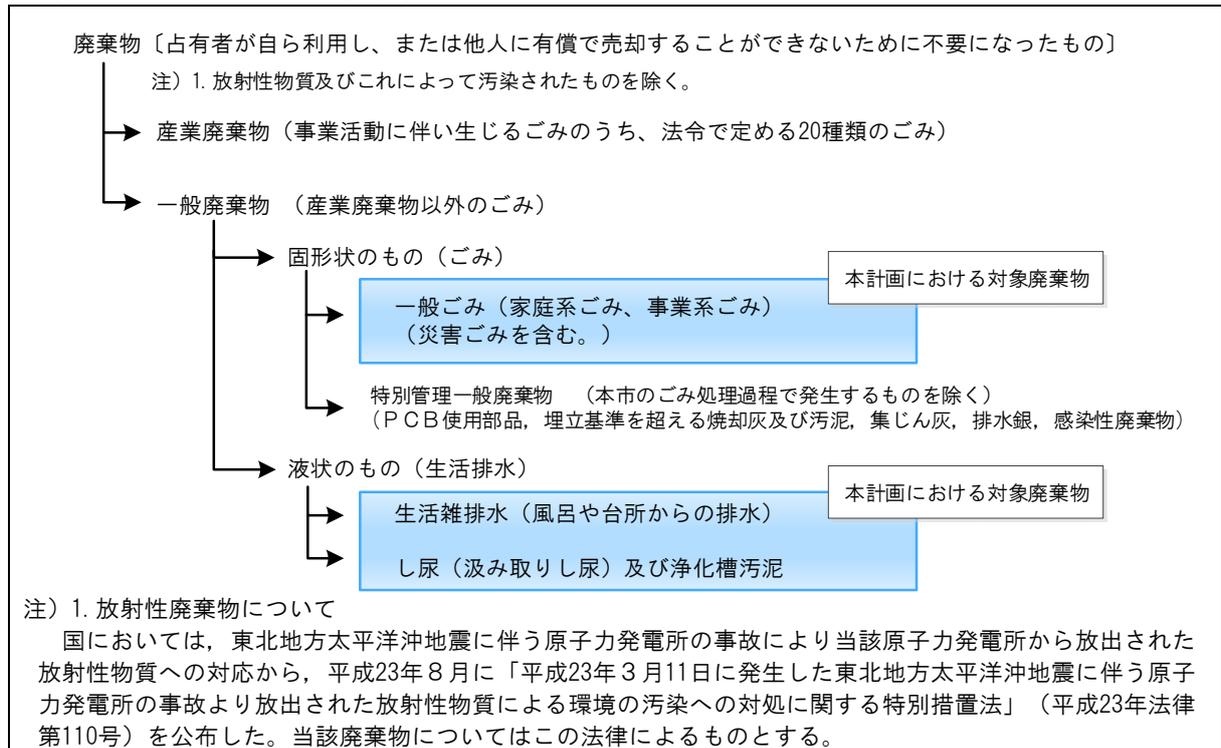
注)4 数値目標年度 ⇒ 令和14年度（2032年度）

- 現時点での第2次計画目標達成状況等を考慮し、新たに令和14年度（2032年度）の目標値を設定します。

第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難なものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

●図表1-3 本計画の対象廃棄物



●図表1-4 本計画において処理対象外とする廃棄物とその扱い

区 分	取 扱
PCB 使用 部品	本市では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集 じ ん 灰	本市では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 (本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く。)
廃 水 銀	本市では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
感 染 性 廃 棄 物 医 療 系 廃 棄 物	本市では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(室外機を含む。)については、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。
パ ソ コ ン	「資源の有効な利用の促進に関する法律 ^{注) 2)} 」に基づくパソコン本体、モニター等は、製造者等の引き取りとし、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 ^{注) 3)} 」に基づくものは対象とする。
そ の 他 本 市 が 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・オートバイ、自動車、自動車用部品（バッテリーなど）、タイヤ、FRP船、マリンジェット ・廃油、塗料（ペンキ）、農薬・薬品類、農機具 など ・ガスボンベ、レンガ、がれき、コンクリートブロック、土、焼却灰、植木鉢、消火器、ピアノ、金庫、ドラム缶、太陽熱温水器、電気毛布、電気カーペット、スプリングマットレス など

注) 2. 以下、「資源有効利用促進法」という。

注) 3. 以下、「小型家電リサイクル法」という。

第2章 笠岡市の地域概要

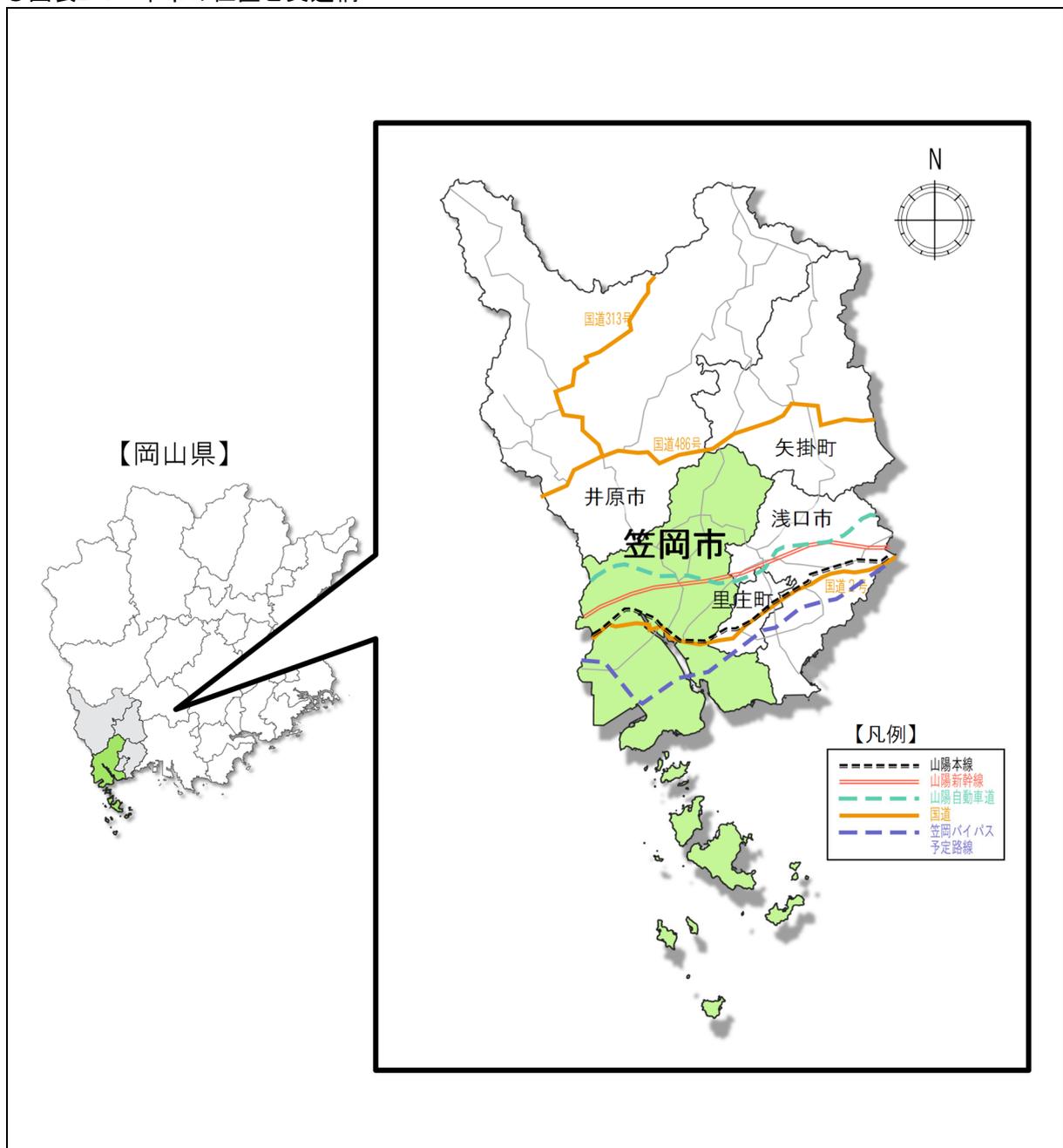
第1節 位置と交通

本市は、岡山県の西南部に位置しており、東は浅口市、里庄町、西は広島県福山市、北は井原市、矢掛町に接し136.24km²（令和4年4月1日現在）の市域を有しています。

岡山市からは直線距離で約40km、倉敷市からは約25km、広島県福山市から約15kmであり、市の中心にはJR山陽本線や国道2号が通り、山陽自動車道の笠岡インターチェンジも近いなど、県内外からのアクセスも良好な立地です。

大小31の島々からなる笠岡諸島の内7島が有人島であり、笠岡港からは、笠岡諸島に寄港する定期航路があります。

●図表2-1 本市の位置と交通網

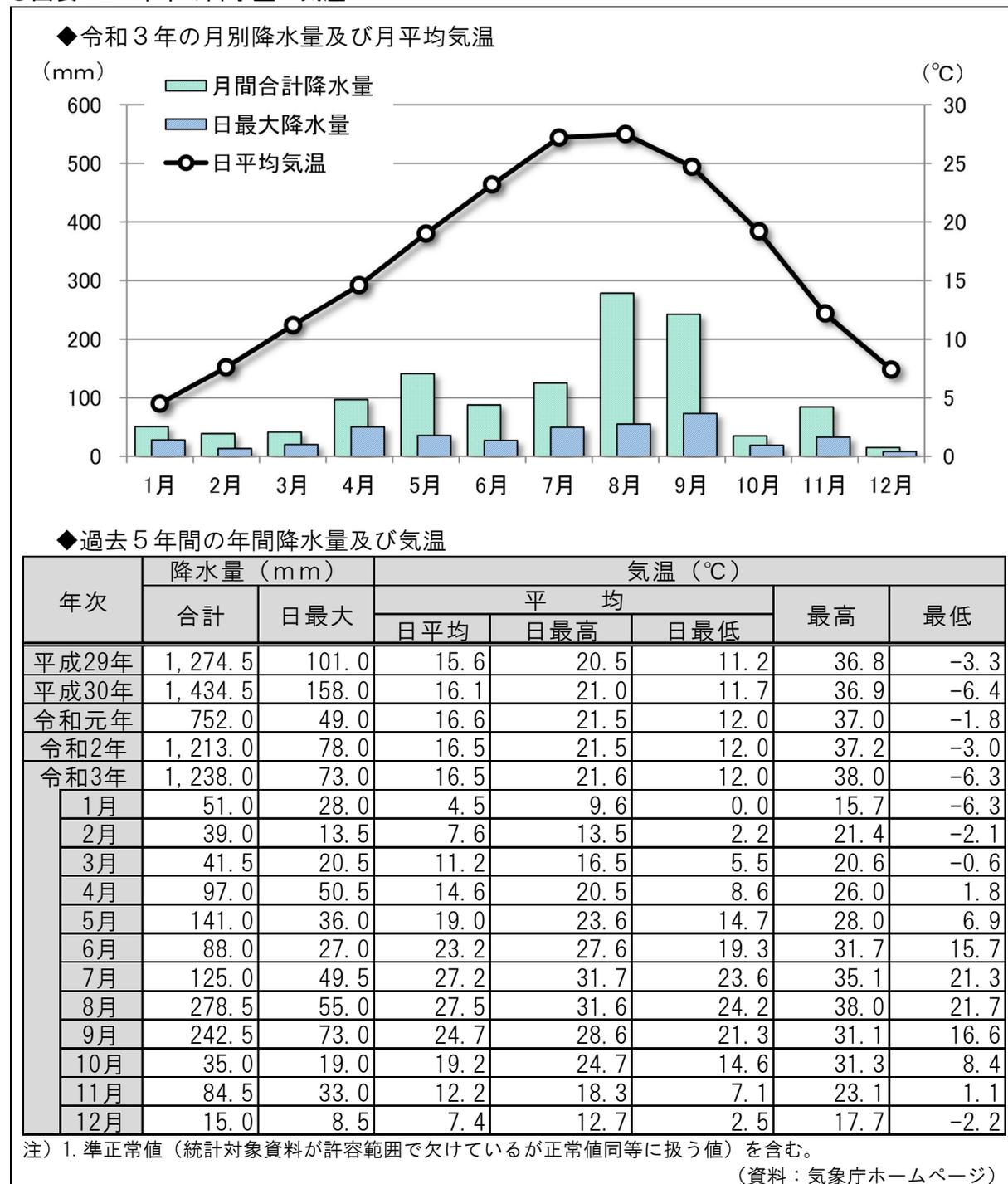


第2節 主要指標

1 気候

本市では、年間平均気温は16℃程度で、令和3年は日平均気温の月平均が4.5～27.5℃でした。また、年間合計降水量の5年間平均は1,180mm程度であり、温暖小雨の典型的な瀬戸内海気候といえますが、平成30年は年間1,400mm以上の降水量を記録しています。

●図表2-2 本市の降水量・気温



2 人口及び世帯

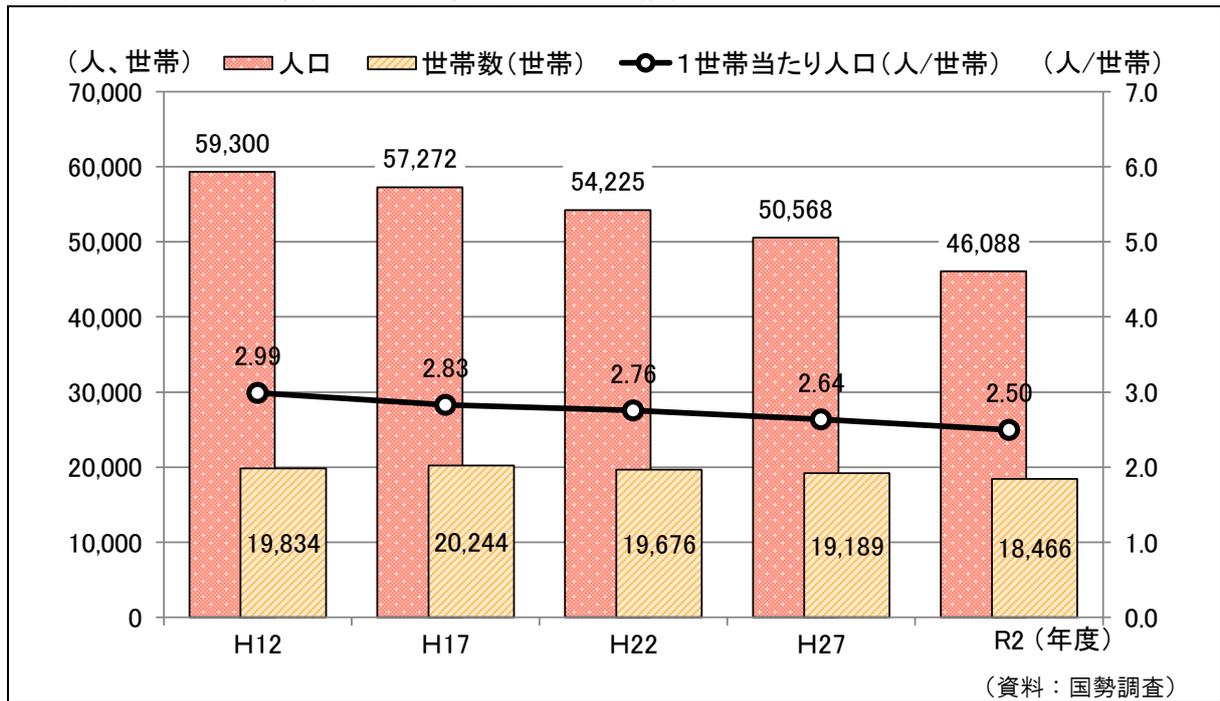
国勢調査によると、令和2年度における本市の人口は 46,088 人、世帯数は 18,466 世帯、1世帯当たり人口は 2.50 人です。

本市の人口は、近年減少傾向となっています。また、人口と比べれば緩やかですが世帯数についても減少傾向で推移しています。

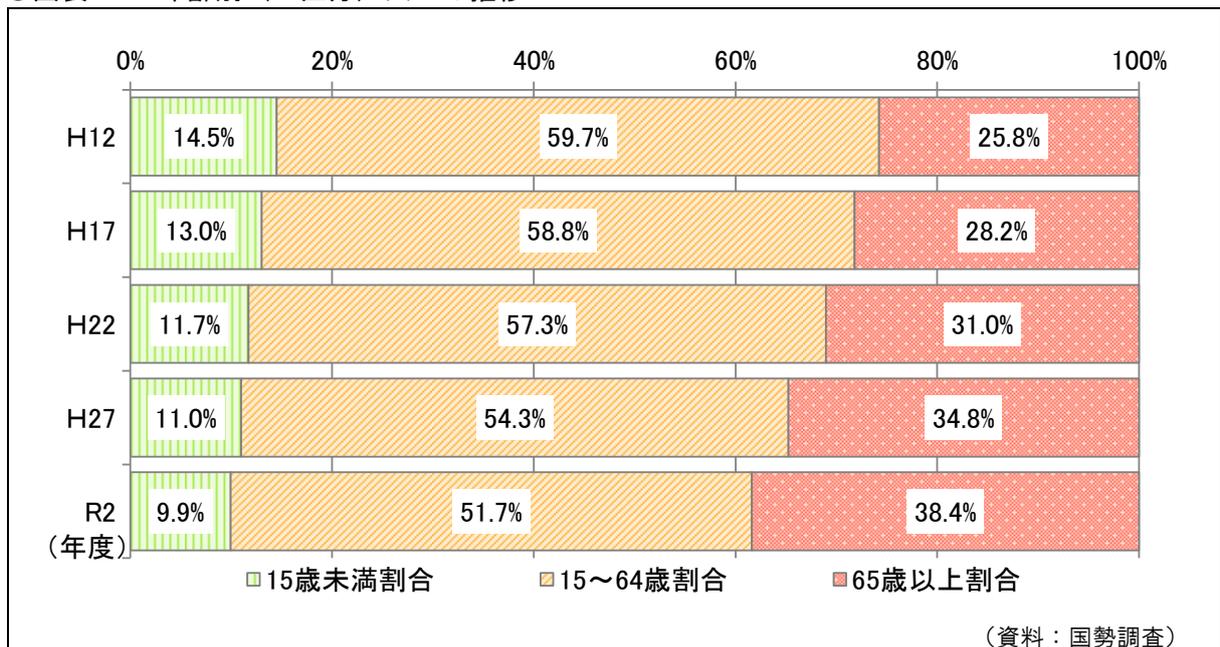
年齢別の人口では、65歳以上人口の比率が年々増加しています。

これらのことから、本市では人口は減少し、核家族化の進行と一人暮らしの高齢者世帯の増加が進んでいます。

●図表2-3 人口・世帯数及び1世帯当たり人口の推移



●図表2-4 年齢別（3区分）人口の推移

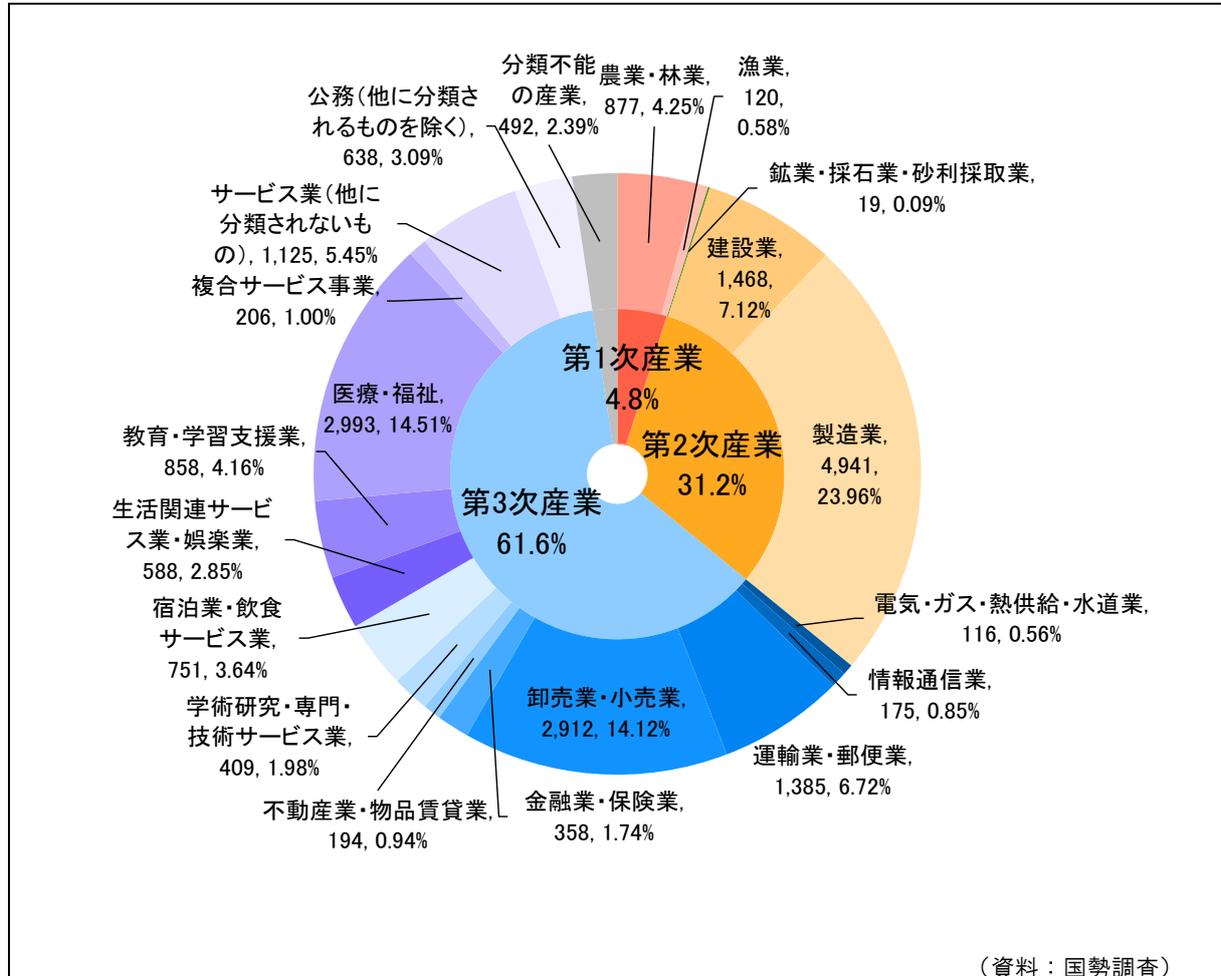


3 産 業

本市の産業別就業者の割合を見ると、第3次産業が約 62%と最も多くを占め、次いで第2次産業が約 31%となっており、第1次産業は約 5%です（分類不能の産業約2%）。

業種別に見ると、製造業約 24.0%、医療・福祉約 14.5%、卸売業・小売業約 14.1%、の順に高い割合となっています。

●図表2-5 15歳以上就業者数の割合（令和2年10月1日）



(資料：国勢調査)

注) 1. 端数処理上、個別の数値と集計値が整合しない場合がある。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別

(1) 現状

本市の生活系ごみの分別区分は、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「燃える系粗大ごみ」「燃えない系粗大ごみ」の5種類で、資源ごみを細分化し5種15分別としています。このうち使用済小型家電については「小型家電リサイクル法」に基づき平成25年3月から回収を開始しており、市役所や出張所、公民館など市内28か所に設置した回収ボックスもしくは環境課窓口での引取をしています。なお、回収ボックスでの回収品目は、対象品目のうち回収ボックスに投入可能なもののみですが、本市環境課庁舎窓口では使用済小型家電全製品を回収しています。また、使用済小型家電や水銀使用廃製品以外の資源ごみについては、市民が主体となって行っている集団回収に出すこともできます。

事業系ごみは、事業者の責任において処理することとしています。一般廃棄物のうち可燃ごみの一部は行政で処理を受け付けています。

なお本計画書では、ごみの分別区分について、本市での分別区分名称ではなく日本の廃棄物処理における一般的名称を使用する場合があります。

例) 燃えるごみ⇒可燃ごみ 燃えないごみ⇒不燃ごみ

●図表 3-1(1) 生活系ごみの分別区分と排出方法・収集頻度「令和4年7月現在。今後変更の可能性があります。」

区分	ごみ分別品目	排出方法	収集頻度	
燃えるごみ	生ごみ類、皮・ゴム製品類、トイレ関連品類、分別収集に出せない紙・布・プラスチック類、CD・DVD、乾燥剤、その他	指定袋（赤文字） 剪定枝、すだれ等はひもでしばり束直径15cm以内、長さ1m以内とする	週2回	
燃えないごみ	分別収集に出せない缶・びん・金属類、ガラス・陶器・からつ類、燃えるものと燃えないものの複合品等、傘（ビニールあり）	指定袋（青文字） 傘（ビニールあり）はひもでしばる	月2回 注) 1	
資源ごみ	缶類	アルミ缶・スチール缶	コンテナ（大）に入れる	週1回 注) 2
	古紙類	新聞紙、広告、ダンボール、紙バック	ひもでしばるまたは紙袋に入れる	
	びん類	無色びん、茶色びん、緑色びん、その他びん	色別にコンテナ（小）に入れる	
	布類	衣服、タオル、毛布・シーツ	コンテナ（大）に入れる	
	ガスボンベ缶・スプレー缶	ガスボンベ缶・スプレー缶	内容物を使い切ったうえで穴を開け、コンテナ（大）に入れる	
	金属類	くぎ・ビス・文具類、やかん等、缶・ピンのキャップ類、傘（ビニールなし）、食器類、針金ハンガー	コンテナ（大）に入れる	
	ペットボトル	ペットボトル（ラベルやふたを除く）	収集用ネットに入れる	
	白色トレイ	白色トレイ（つまようじが簡単に刺さるもの）	収集用ネットに入れる	
	容器包装プラスチック（その他）	プラスチック容器類、カップ類、色付きトレイ、ラップ類、ポリ袋類、ペットボトルのラベル・ふた、発泡スチロール類	収集用ネットに入れる	
	使用済小型家電	電子レンジ、パソコン及びパソコン周辺機器、携帯電話、オーディオ類、カーオーディオ、ゲーム機器等	環境課に持参するまたは公民館などの回収ボックスへ入れる（回収ボックスに入らないものは環境課に持ち込む）	
水銀使用廃製品	蛍光灯、乾電池、ボタン電池、水銀体温計、水銀血圧計	環境課、吉田文化会館、出張所等の専用回収ボックスに持ち込む（ボタン電池は、ボタン電池回収センター回収協力店への持ち込みも可能です）		
燃える系粗大ごみ	じゅうたん、カーペット（電気カーペット除く）、たたみ、布団等指定袋に入らない燃えるごみ、木製家具	直接持ち込みまたは有料収集		
燃えない系粗大ごみ	自転車、石油ストーブなど	直接持ち込みまたは有料収集		

注) 1. 北木島町、白石島、高島、飛島、真鍋島、六島：月1回

2. 入江（6区を除く）、北木島町、神島外浦、白石島、高島、飛島、真鍋島、六島、横島：月1回

●図表 3-1(2) 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の分別区分と分別方法・排出方法

区分	分別方法	排出方法
燃えるごみ	一般廃棄物であり、資源としてリサイクルできない燃えるもの（剪定木、竹、草、板類、木製家具、木製パレット、少量の建築廃材、その他）	処理施設へ自己搬入、一般廃棄物収集運搬許可業者
燃えないごみ	一般廃棄物に該当する机（金属製等）など	許可業者
資源ごみ	資源物の処分先により分別方法及び受け入れ条件等が異なる	収集運搬許可業者、資源回収業者、資源回収業者の施設へ自己搬入

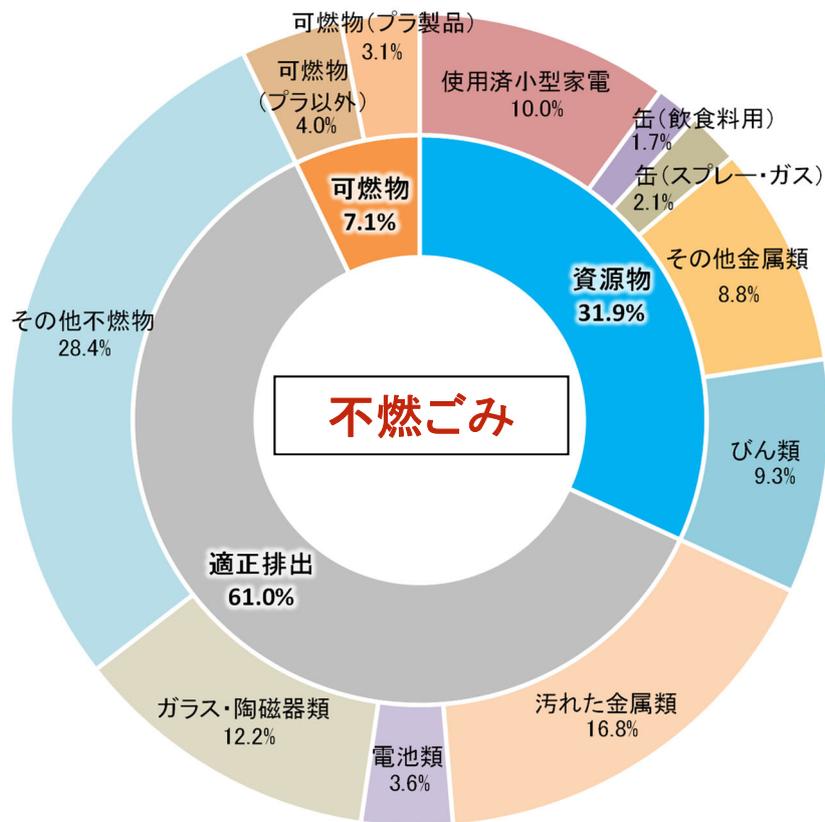
(2) 課題

家庭から排出される『可燃ごみ』，『不燃ごみ』には，資源ごみとして排出可能な資源物（紙類，衣類・布類，缶類，びん類，ペットボトルほか）や異物が含まれており，分別徹底の啓発が必要です。また，『可燃ごみ』には買い物や調理の工夫等によって削減可能な「手付かず食品」も多く，ごみ減量意識の向上が必要です。

●図表 3-2(1) 生活系ごみの組成（令和4年度ごみ組成調査結果による）



●図表 3-2 (2) 生活系ごみの組成 (令和 4 年度ごみ組成調査結果による)



資源物(缶(飲料用))



資源物(びん類)



不徹底な分別・排出
(中身入容器・ちゅう芥等)



資源物(使用済小型家電)



資源物(その他金属類)

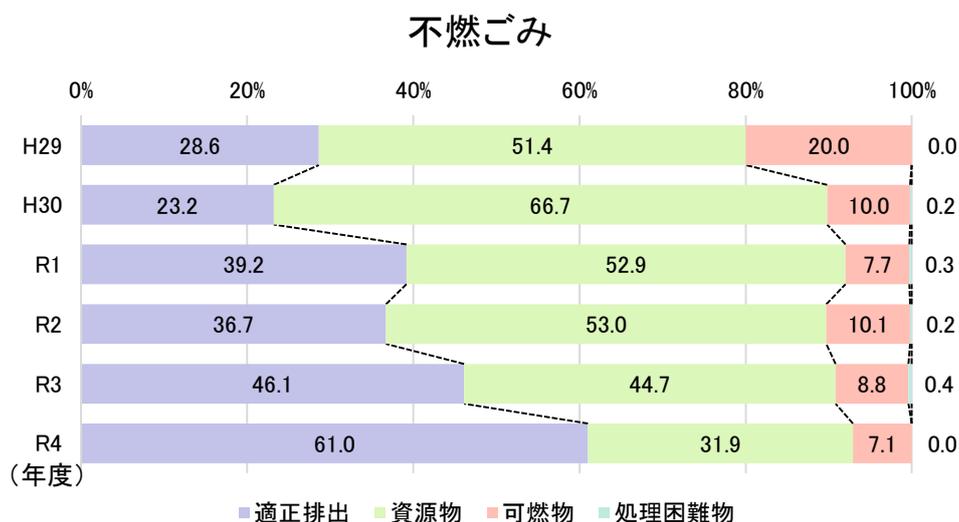
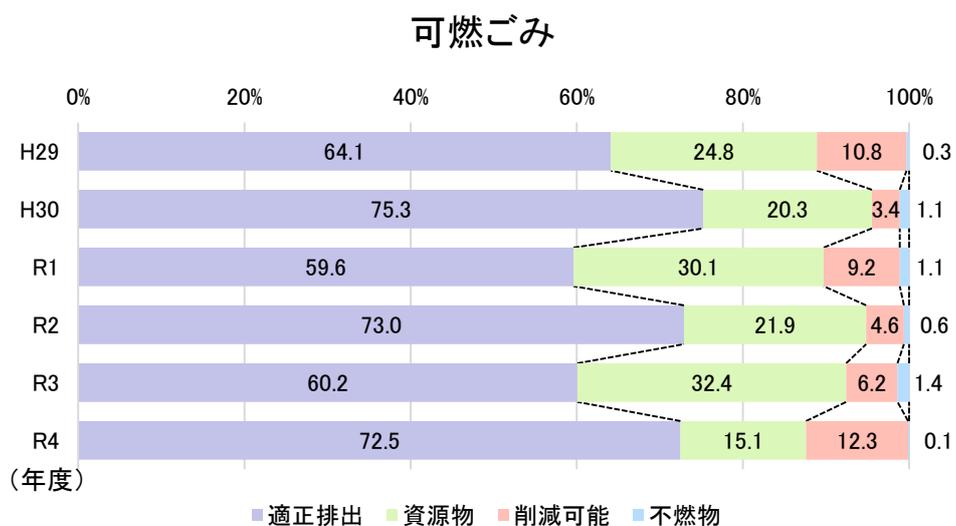


注) 電池類はごみ組成調査分類においては適正排出として区分していますが、正しい分別区分は「水銀使用廃製品」であり、拠点回収を行っています (P10, P80 を参照)。

●図表 3-3 家庭系ごみの組成経年変化

家庭から排出される『可燃ごみ』の分別に大きな改善は見られず、令和4年度調査では資源ごみとして排出可能な資源物（紙類，衣類・布類，プラ製容器包装類，ペットボトルほか）が 15.1%，削減可能な手付かず食品が 12.3%，不燃物が 0.1%含まれています。

『不燃ごみ』の分別については、適正排出の割合が増加傾向にあり、分別が徹底されつつあるものの、資源ごみとして排出可能な資源物（缶類，びん類，使用済小型家電，その他金属類ほか）が 31.9%，可燃ごみとして排出すべき可燃物（プラスチック類など）が，7.1%含まれています。



2 ごみの排出量

(1) 現状

① ごみ総排出量

本市のごみ総排出量は、減少傾向となっており、令和3年度は 15,258 トン（市民による集団回収量を含む）です。

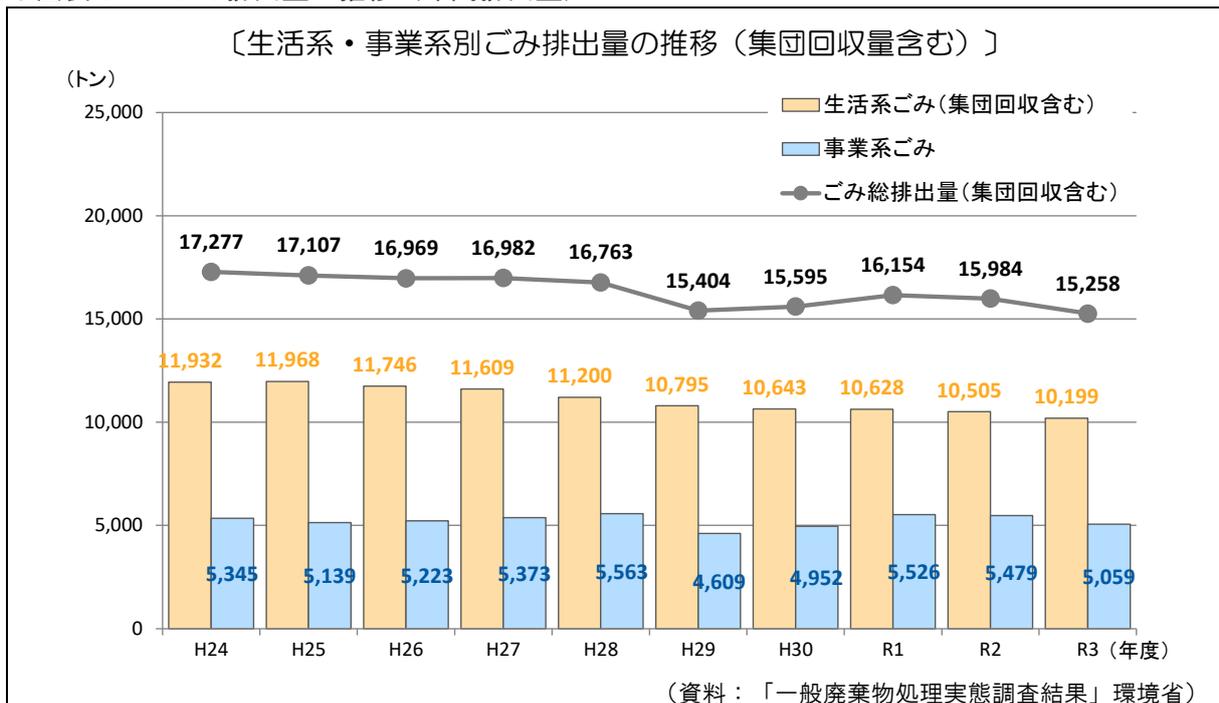
生活系、事業系別の排出量は、令和3年度において、生活系が 10,199 トン（市民による集団回収量を含む）、事業系が 5,059 トンです。

- ごみ総排出量 = 生活系ごみ(集団回収量含む) + 事業系ごみ
また、可燃ごみ + 不燃ごみ + 資源ごみ(集団回収量含む) + 粗大ごみ と同量です。
- 生活系ごみ = 家庭系ごみ + 集団回収量 + 資源ごみ + 直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの

(資料：「日本の廃棄物処理 令和2年度版」環境省HP)

(ごみの分別区分はP10を参照)

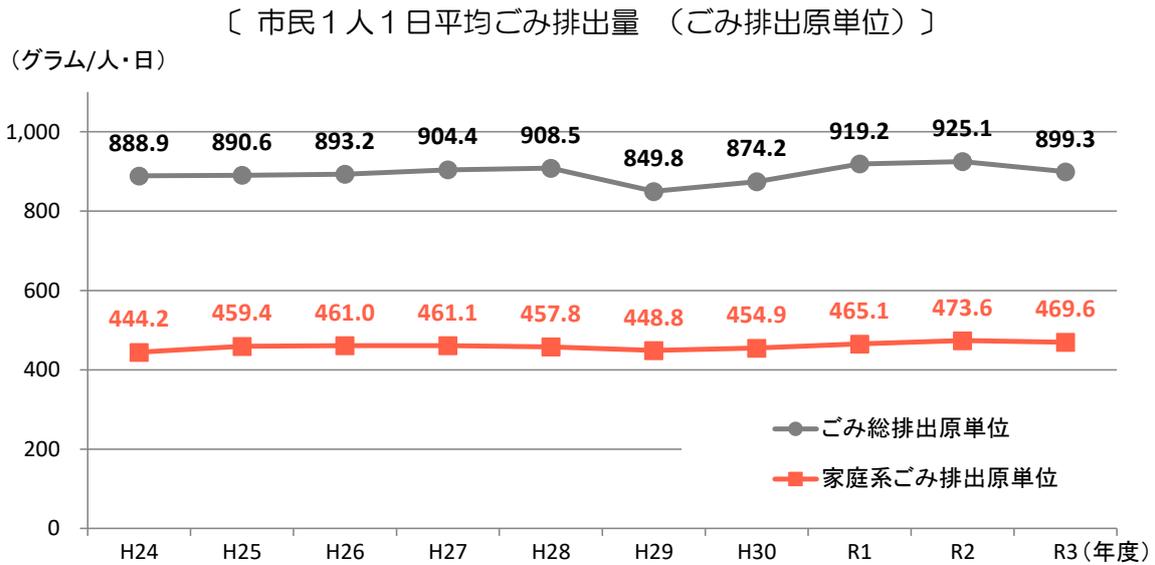
●図表 3-4 ごみ排出量の推移(年間排出量)



② 市民1人1日平均ごみ排出量(ごみ排出原単位)

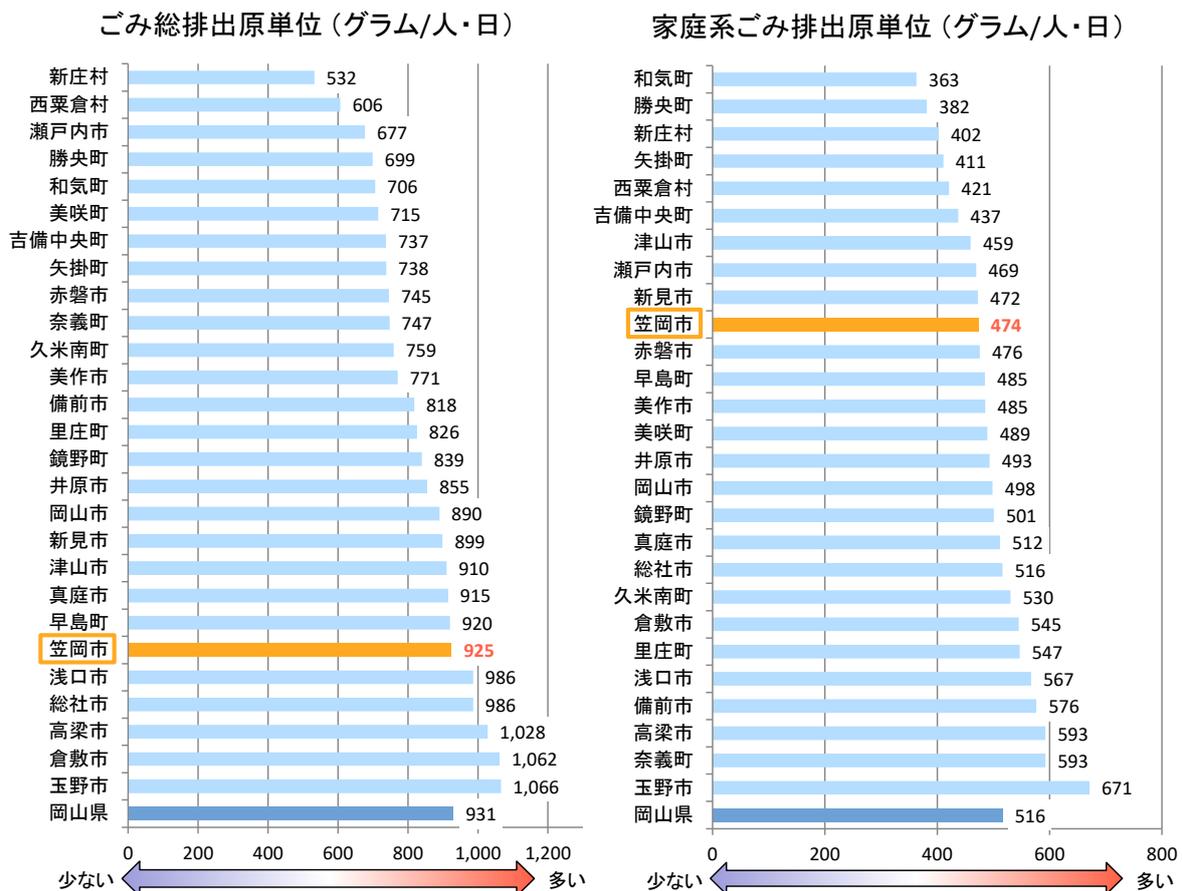
ごみ排出量を行政区域内人口で除して求めた市民1人1日平均ごみ排出量は、令和3年度において、ごみ総排出原単位が 899.3 グラム、家庭系ごみ排出原単位が 469.6 グラムです(ごみの分別区分はP10を参照)。ごみ総排出量は、平成29年度に大きく減少して以降は増加傾向となっていました。令和3年度実績では減少し 899.3 グラムとなっています。家庭系ごみ(資源ごみを除く)では平成27年を境に減少し、平成30年度以降は若干の増加傾向となっています。県内市町村との比較では、岡山県よりは数値が少なく、ごみ総排出量は県内下位に位置するものの、家庭系ごみでは県内上位に位置しています。

●図表 3-5 市民1人1日平均ごみ排出量の実績



(資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

〔県内市町村 令和2年度市民1人1日平均ごみ排出量〕



数値が少ないほど、ごみの発生・排出削減が進んでいることを示しています。

(資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省)

● 市民1人1日平均ごみ排出量(ごみ排出原単位) = ごみ排出量 ÷ 365(うるう年は366) ÷ 行政区域内人口

(2) 既定計画目標値と現状の比較

既定計画において、目標量の設定にあたってはごみ排出原単位を対象としており、家庭系ごみについては市民 1 人 1 日平均ごみ排出量で設定を行いました。事業系ごみについては排出動向が人口によらないことから、1 日平均ごみ排出量で設定しました。

$$\bullet \text{ 1 日平均ごみ排出量} = \text{ごみ排出量} \div 365(\text{うるう年は } 366)$$

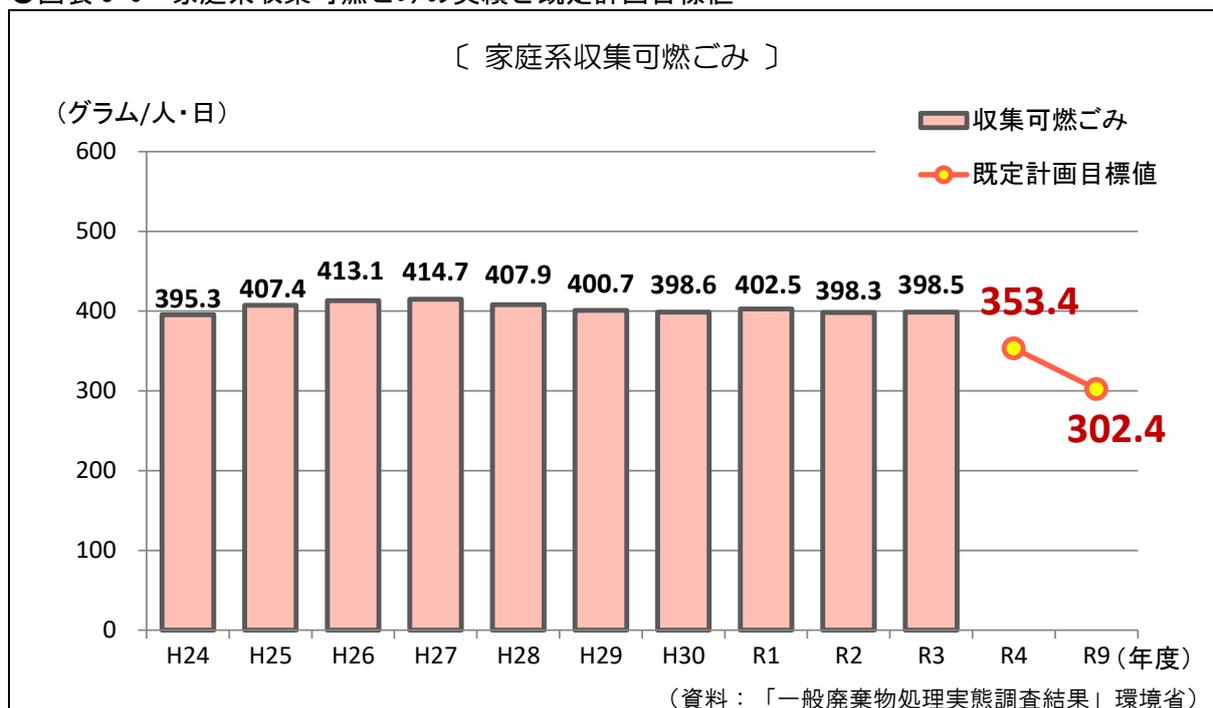
① 家庭系ごみ

① -1 収集可燃ごみ

家庭系収集可燃ごみ排出量は、ごみ組成調査結果（P11 を参照）に見られるように、可燃ごみとして排出されたもののなかには資源ごみとして排出できるもの（ごみ組成調査結果の 15.1%）や削減可能な手付かず食品（12.3%）が多く含まれています。近年の実績は増減を繰り返しつつも概ね横ばいで推移しており、令和3年度は 398.5 グラム/人・日です（収集可燃ごみの分別区分は P10 を参照）。

既定計画目標値（令和9年度）は 302.4 グラム/人・日で、目標の達成に向けた対策が必要です。

●図表 3-6 家庭系収集可燃ごみの実績と既定計画目標値

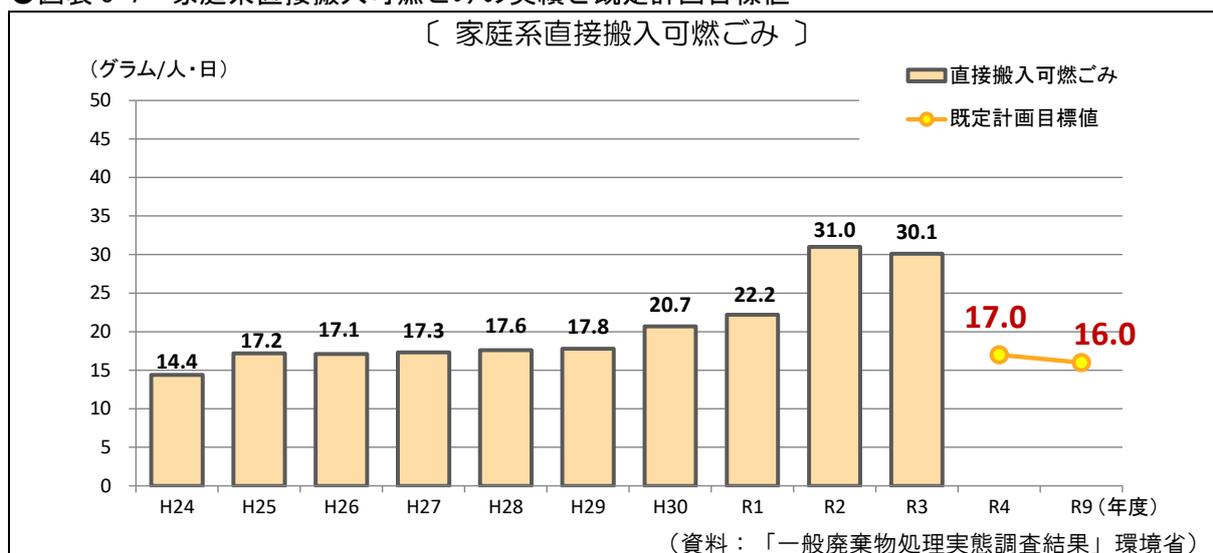


①-2 直接搬入可燃ごみ

直接搬入可燃ごみ排出量の近年の実績は、増加傾向で推移しており、令和3年度は30.1グラム/人・日です（直接搬入可燃ごみの分別区分はP10を参照）。令和元年度以降の増加は、コロナ禍での断捨離や巣ごもり需要による影響があると考えられます。

既定計画目標値（令和9年度）は16.0グラム/人・日であり、巣ごもり需要等によるごみの増加を抑制し、減少傾向に転じられれば、目標達成が可能な状況です。

●図表 3-7 家庭系直接搬入可燃ごみの実績と既定計画目標値

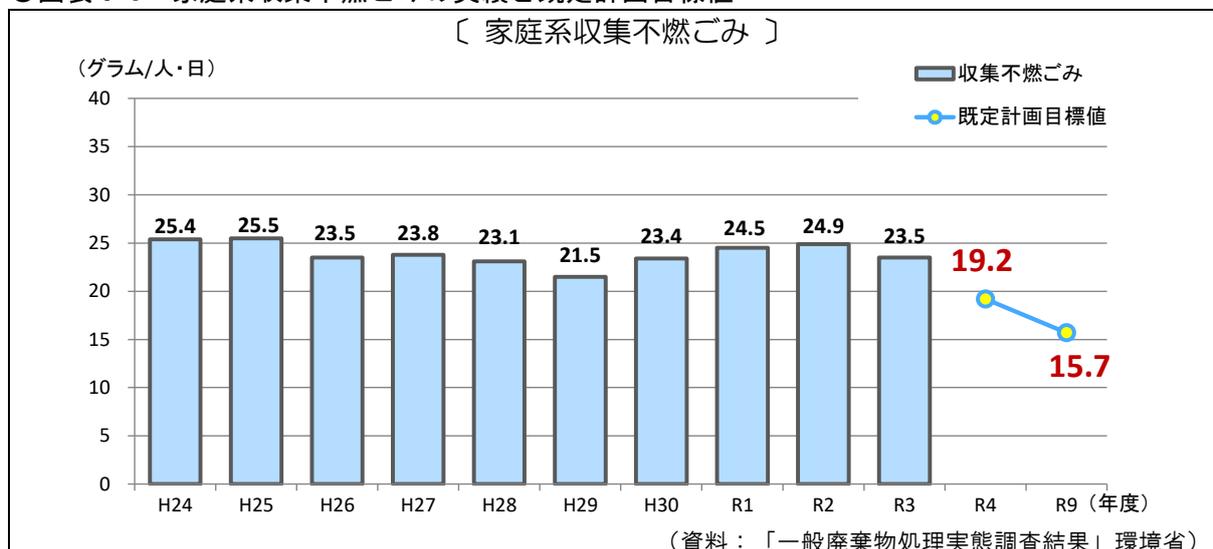


① -3 収集不燃ごみ

収集不燃ごみ排出量の近年の実績は、増減を繰り返しつつも長期的には減少傾向で推移しており、令和3年度は23.5グラム/人・日です（収集不燃ごみの分別区分はP10を参照）。ごみ組成調査結果（P12を参照）から、不燃ごみとして排出されたもののなかに資源ごみとして排出できるもの（ごみ組成調査結果の31.9%）が多く含まれています。

既定計画目標値（令和9年度）は15.7グラム/人・日であり、目標の達成に向けた対策が必要

●図表 3-8 家庭系収集不燃ごみの実績と既定計画目標値



① -4 収集資源ごみ

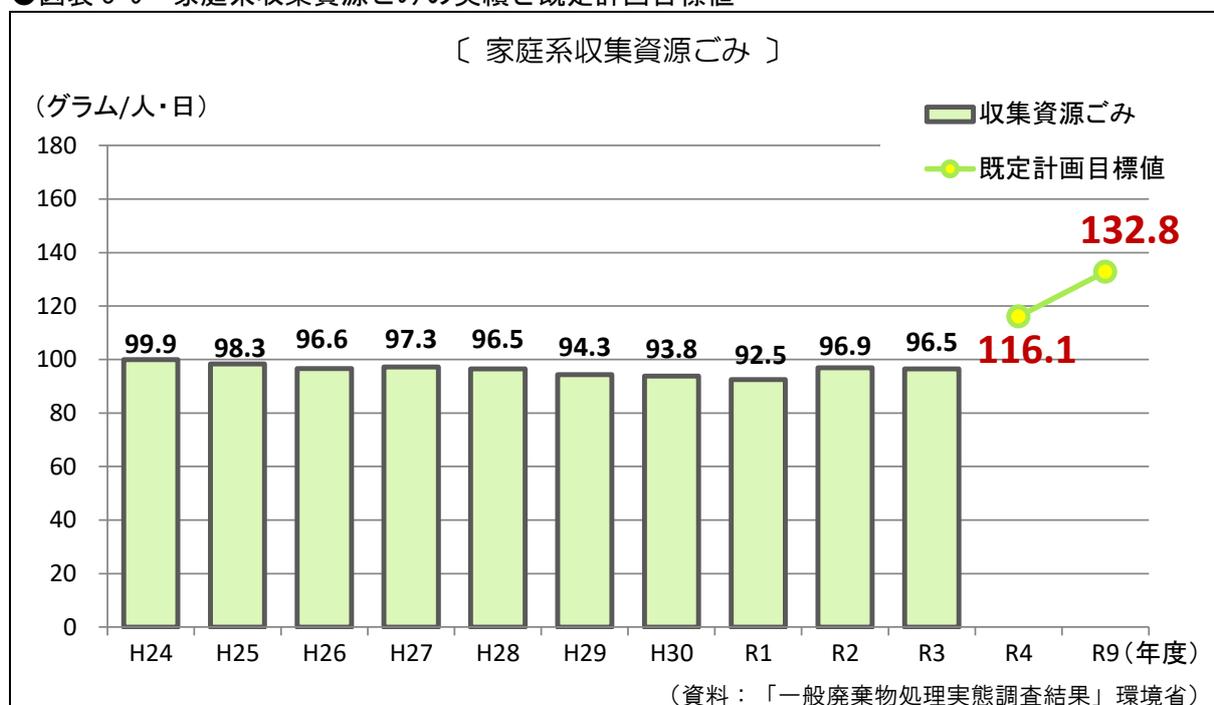
ごみ組成調査結果（P11, P12 を参照）によると、可燃ごみや不燃ごみのなかに資源ごみとして排出できるもの（可燃ごみの組成調査結果の 15.1%、不燃ごみの組成調査結果の 31.9%）が多く含まれた状態で排出されており、分別が徹底されていない実態があります。

なお、市が収集する資源ごみ以外に、大型スーパーの店頭回収などリサイクルルートが多様化していますが、データの正確性・連続性に欠けること、他市町村データとの整合性がとれないなどの観点から、既定計画策定時及び本計画においても民間事業所の独自リサイクル量は集計対象から除外しました。

収集資源ごみ排出量の近年の実績は、概ね横ばい傾向で推移しており、令和3年度は96.5グラム/人・日です（収集資源ごみの分別区分はP10を参照）。

既定計画目標値（令和9年度）は132.8グラム/人・日であり、目標の達成に向けた対策が必要です。

●図表 3-9 家庭系収集資源ごみの実績と既定計画目標値

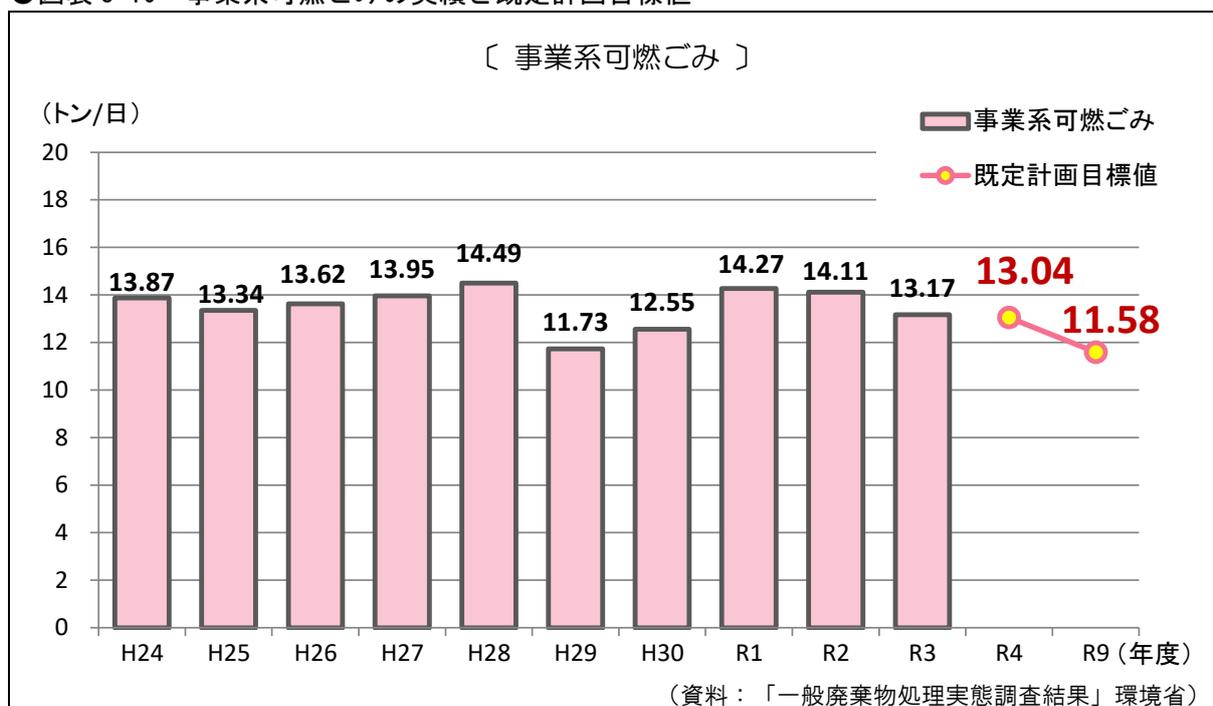


② 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみについては増加傾向が続いていたことを踏まえて、既定計画では排出されているごみの約 20%削減を目標としていました。平成 29 年度に大幅な減少となりましたがその後増加し、令和元年度から令和 3 年度にかけては減少傾向にあります。

既定計画目標値（令和9年度）は 11.58 トン/日であり、このまま減少傾向を維持すれば目標の達成が可能です。

●図表 3-10 事業系可燃ごみの実績と既定計画目標値



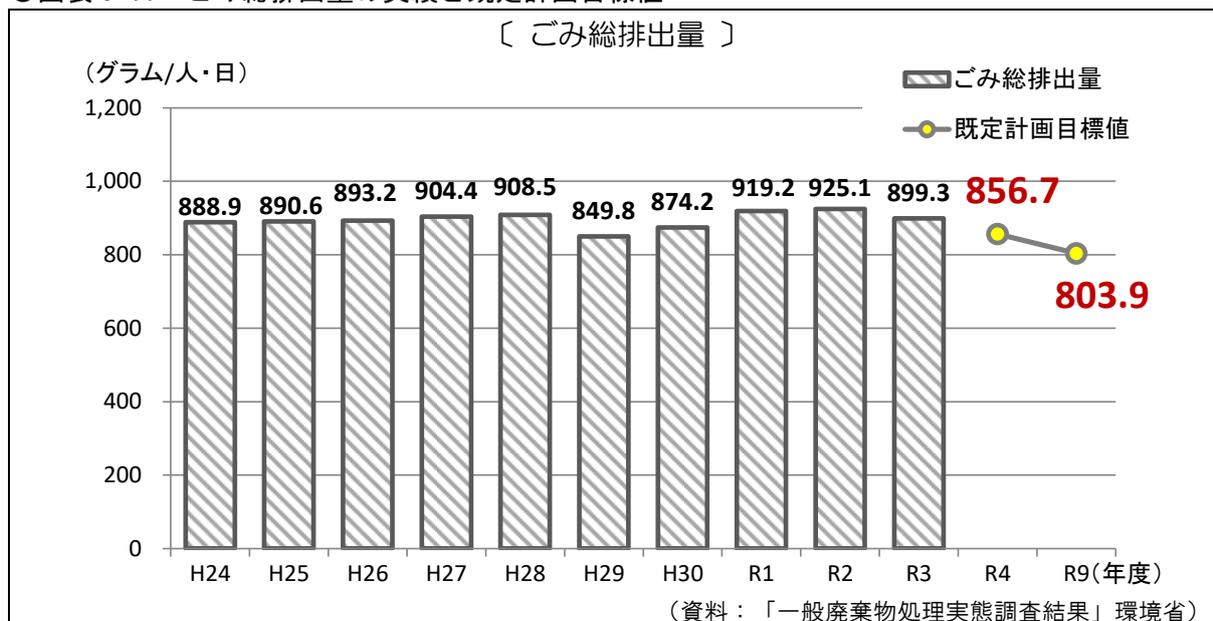
(3) 目標値の総括

① 発生・排出削減目標 … ごみ総排出量(市民1人1日平均ごみ総排出量)

ごみ総排出量の近年の実績は、平成 29 年度に減少して以降は増加傾向となっていました
が、令和3年度では減少し899.3グラム/人・日となっています。

既定計画目標値 (R9年度) は 803.9 グラム/人・日で、目標の達成に向けた対策が必要
です。

●図表 3-11 ごみ総排出量の実績と既定計画目標値

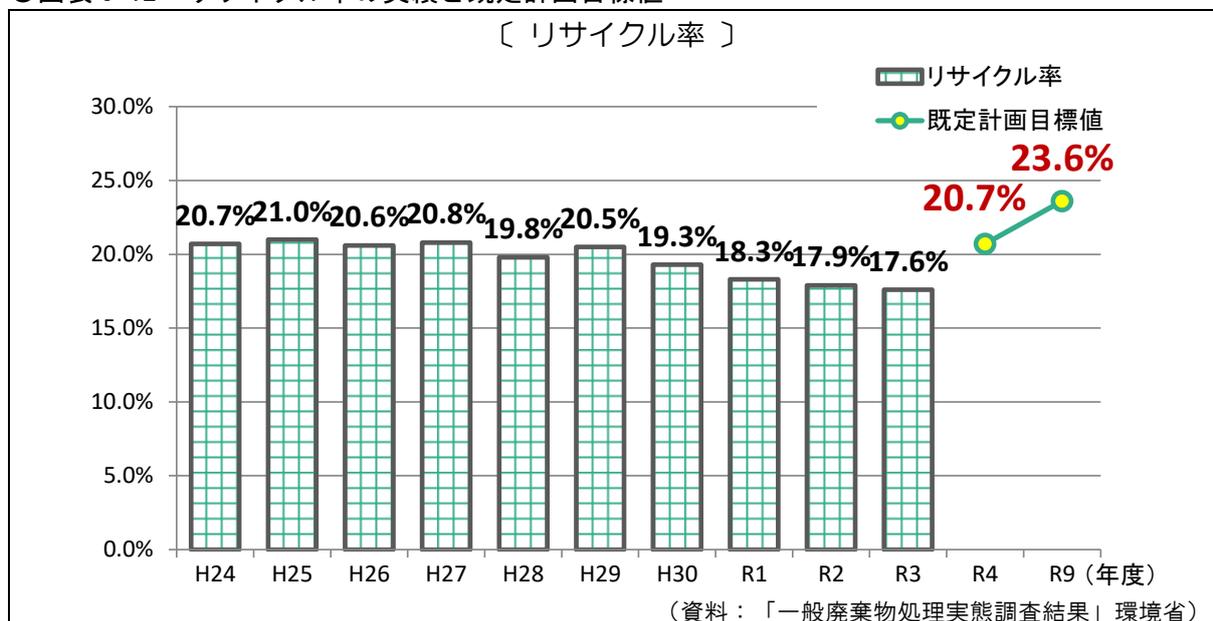


② リサイクル目標 … リサイクル率

リサイクル率は、概ね横ばいでしたが、近年は減少傾向となっており、令和3年度では
17.6%となっています。

既定計画目標値 (R9年度) は 23.6%で、目標の達成に向けた対策が必要です。

●図表 3-12 リサイクル率の実績と既定計画目標値

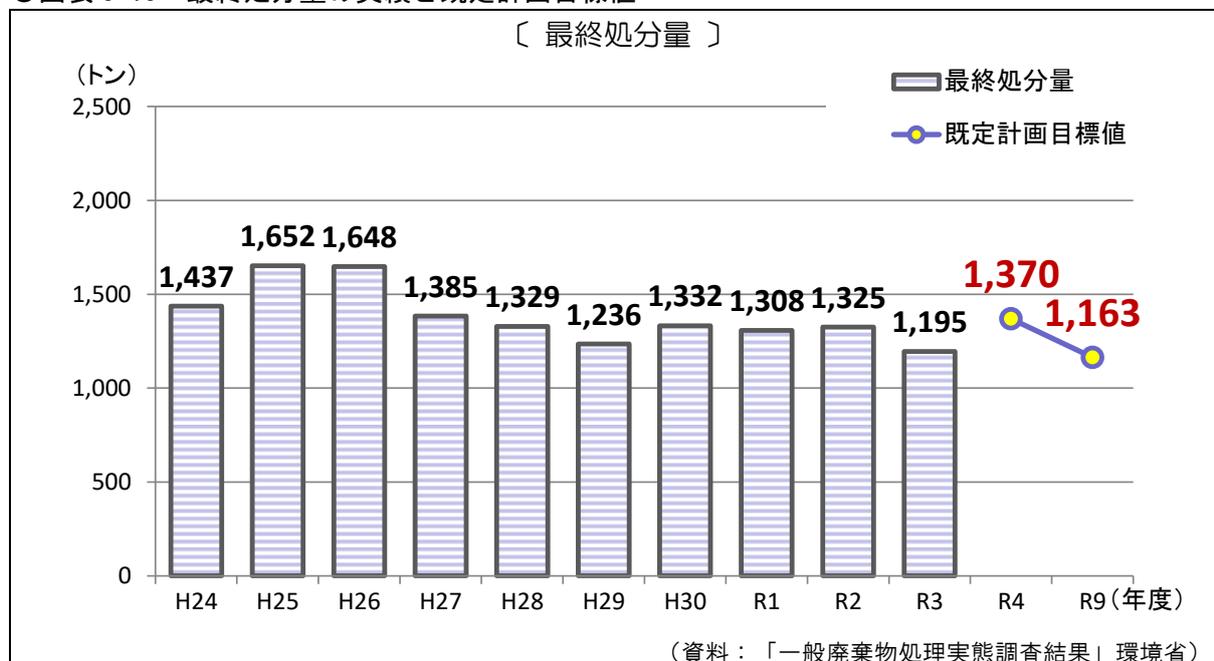


③ 最終処分目標 … 最終処分量

ごみ総排出量が減少しているため、最終処分量は近年減少傾向にあります。

既定計画目標値（R9年度）は 1,163 トンで、このまま推移すれば目標の達成が可能な状況です。

●図表 3-13 最終処分量の実績と既定計画目標値



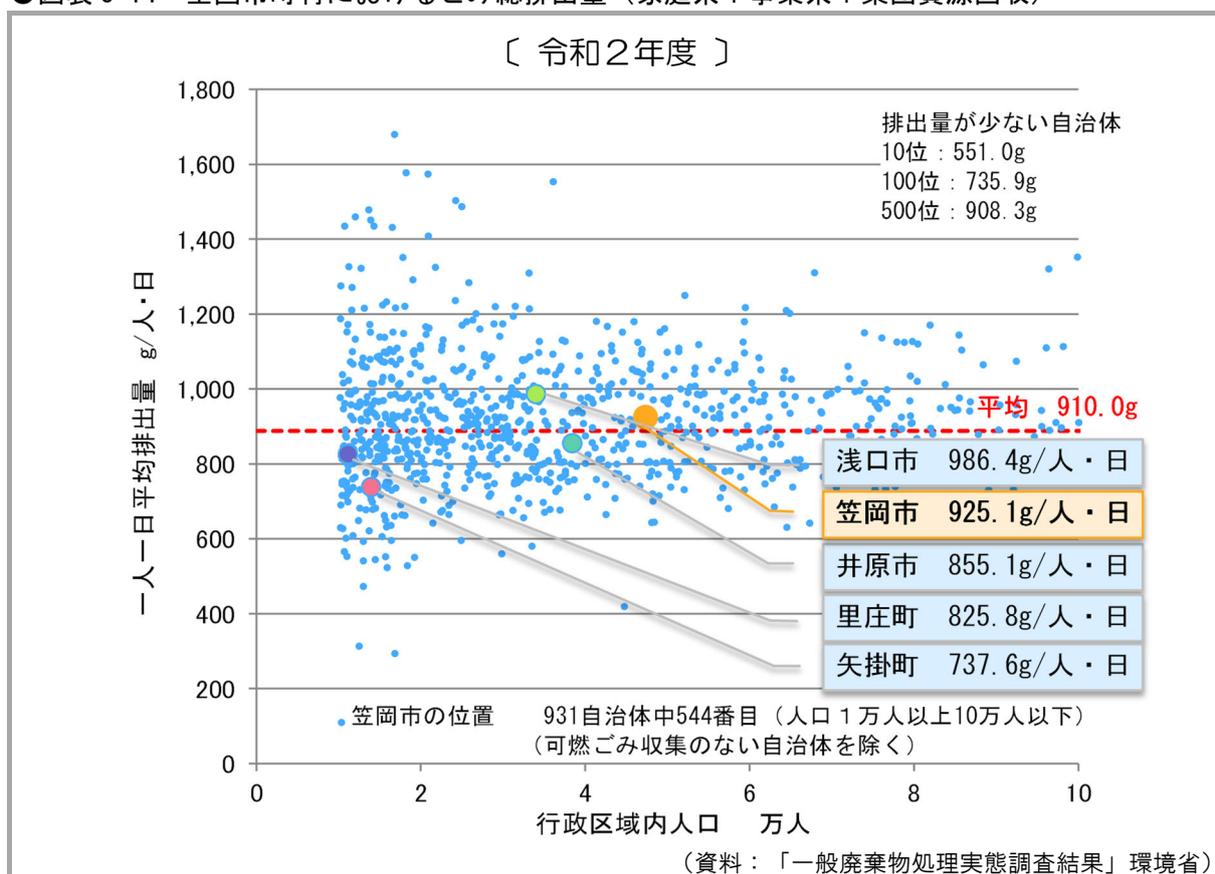
●リサイクル率 =	再資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100	
●再資源化量： (資源化量)	直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量	
●直接資源化量：	収集した資源ごみのうちそのまま資源化業者に引き渡した量	缶類、金属類、紙類(新聞紙、ダンボール、紙パック、雑紙)、ペットボトル、白色トレイ、使用済小型家電 など
●中間処理後資源化量：	収集した資源ごみのうち無価値物及びごみ処理施設(中間処理施設)でのごみの破碎、選別などの処理工程で回収した資源物や処理残渣のうち資源化したものの合計量	布類、びん類、容器包装プラスチック(その他)、金属類(鉄・アルミ) など
●集団回収量：	市民団体が自主的に回収を行った資源物(廃品回収)の量	缶類、紙類(新聞紙、ダンボール、紙パック、雑紙)、布類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック(その他) など
●最終処分量：	ごみ処理施設(中間処理施設)でのごみの処理工程で出た処理残渣のうち埋立処分した量	

(4) 課題

本市のごみ排出量は同程度の人口規模（1万人～10万人）である全国市町村の平均と概ね同程度であり、近隣市町村である岡山県西部衛生施設組合構成市町（井原市，浅口市，里庄町，矢掛町）と比較すると2番目に大きい値です。また，リサイクル率は全国平均，岡山県平均を下回る17.9%（令和2年度）です。

循環型社会の実現に向けて，ごみの減量とリサイクルをより一層進めることが必要です。

●図表 3-14 全国市町村におけるごみ総排出量（家庭系＋事業系＋集団資源回収）



3 ごみの処理体制

(1) 現 状

① 収集運搬体制

ごみの収集頻度は、燃えるごみが週2回、燃えないごみが月2回（島しょ部は月1回）資源ごみ（缶類・古紙類・びん類・布類・ガスボンベ缶・スプレー缶・金属類・ペットボトル・白色トレイ・容器包装プラスチックに限る）が週1回（島しょ部は月1回）です。

また、使用済小型家電及び水銀使用廃製品は環境課への直接持ち込みのほか、出張所や公民館等に回収ボックスを設け回収しています。粗大ごみは直接持ち込みのほか、環境課による有料収集制度も設けています。（ごみの分別区分はP10を参照）

収集運搬は、すべてのごみ区分において直営，委託（3件），許可（20件）により行っています（令和4年4月1日現在）。

●図表 3-15 環境課による粗大ごみの有料収集制度利用手順

手順①	事前に環境課へ電話申込をし，収集運搬手数料を確認。 （大きさ・重さ，処理難易度などにより金額は異なる）
手順②	市役所（市民課・環境課・各出張所）または登録販売店で「笠岡市粗大ごみ収集券」を購入。
手順③	申込品に「受付番号」を記入した「笠岡市粗大ごみ収集券」を貼り，朝8時までに道路に面した敷地内に出す。 （2tダンプが通れる道に限る。島しょ部は最寄ごみステーションに出す。）
手順④	指定した収集日（島しょ部は燃えないごみの収集日，島しょ部以外は毎週水曜日）に環境課職員が粗大ごみを収集し，処理施設まで搬入・適正に処分。

●図表 3-16 収集運搬体制（直営・委託・許可件数と機材）（令和4年4月1日現在）

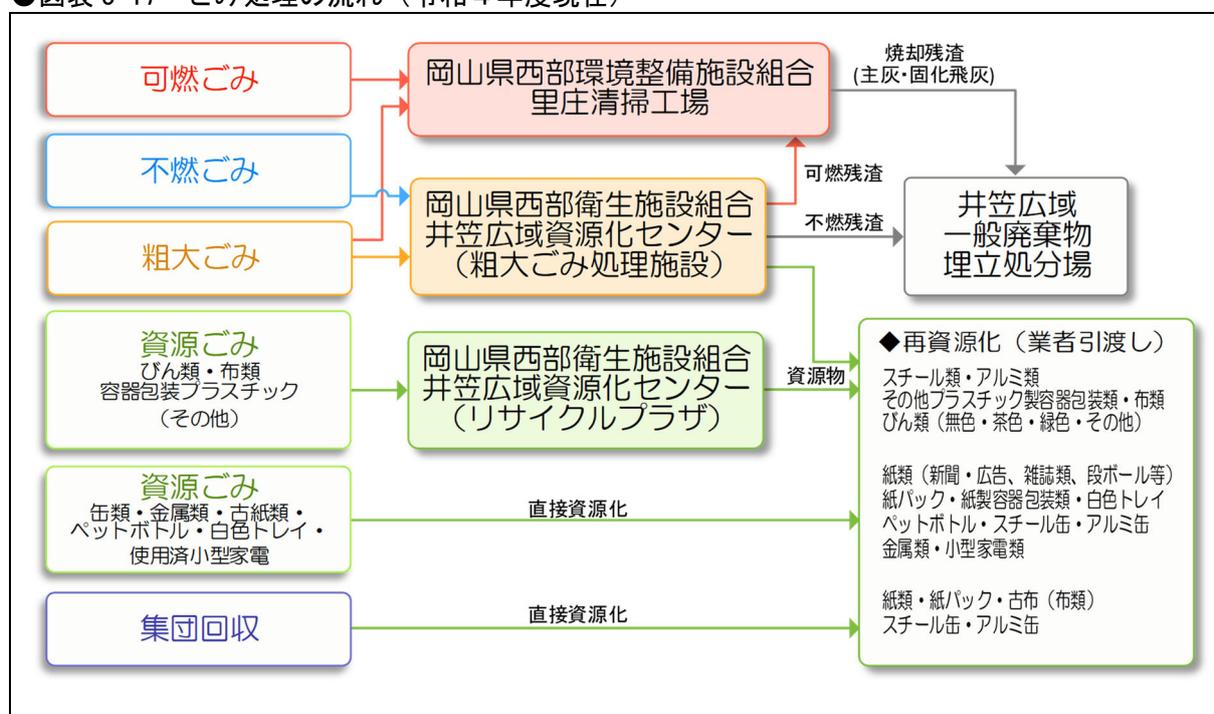
区分	件数	機材（合計積載量）
直 営	—	28台（58t）
委 託	3件	14台（29t）
許 可	20件	88台（222t）

② 処理・処分体制

本市から排出されるごみの処理は、ごみ焼却施設（里庄清掃工場：岡山県西部環境整備施設組合）、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザ（井笠広域資源化センター：岡山県西部衛生施設組合）で行っています。ただし、有価物となる資源ごみ（缶類・金属類・古紙類・ペットボトル・使用済小型家電）は、処理施設に搬入せず、本市が直接業者に引渡し、売却しています。

焼却残渣等の最終処分は、見崎山埋立処分地（岡山県西部衛生施設組合）が平成 25 年 3 月に埋立を終了したことから、同年 4 月から民間業者による委託処分を行っていました。令和 4 年 4 月から井笠広域一般廃棄物埋立処分場が供用開始となって以降は、焼却残渣等は同施設に搬入・最終処分をしています。

●図表 3-17 ごみ処理の流れ（令和 4 年度現在）



注) 1. ごみ分別区分は P10 を参照。

●図表 3-18 ごみ処理施設

(中間処理施設)

区分	施設名及施設規模	所在地	使用開始	構成市町等
焼却施設	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場(200t/日)	里庄町	H11	笠岡市, 浅口市, 里庄町
焼却施設(建設中)	岡山県西部衛生施設組合 新ごみ焼却施設(130t/日)	里庄町	R8 予定	笠岡市, 井原市, 浅口市, 矢掛町, 里庄町
資源化施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター (リサイクルプラザ)(27t/日)	笠岡市	H12	笠岡市, 井原市, 浅口市, 矢掛町, 里庄町
粗大ごみ処理施設	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター 粗大ごみ処理施設(40t/日)	笠岡市	H7	笠岡市, 井原市, 浅口市, 矢掛町, 里庄町

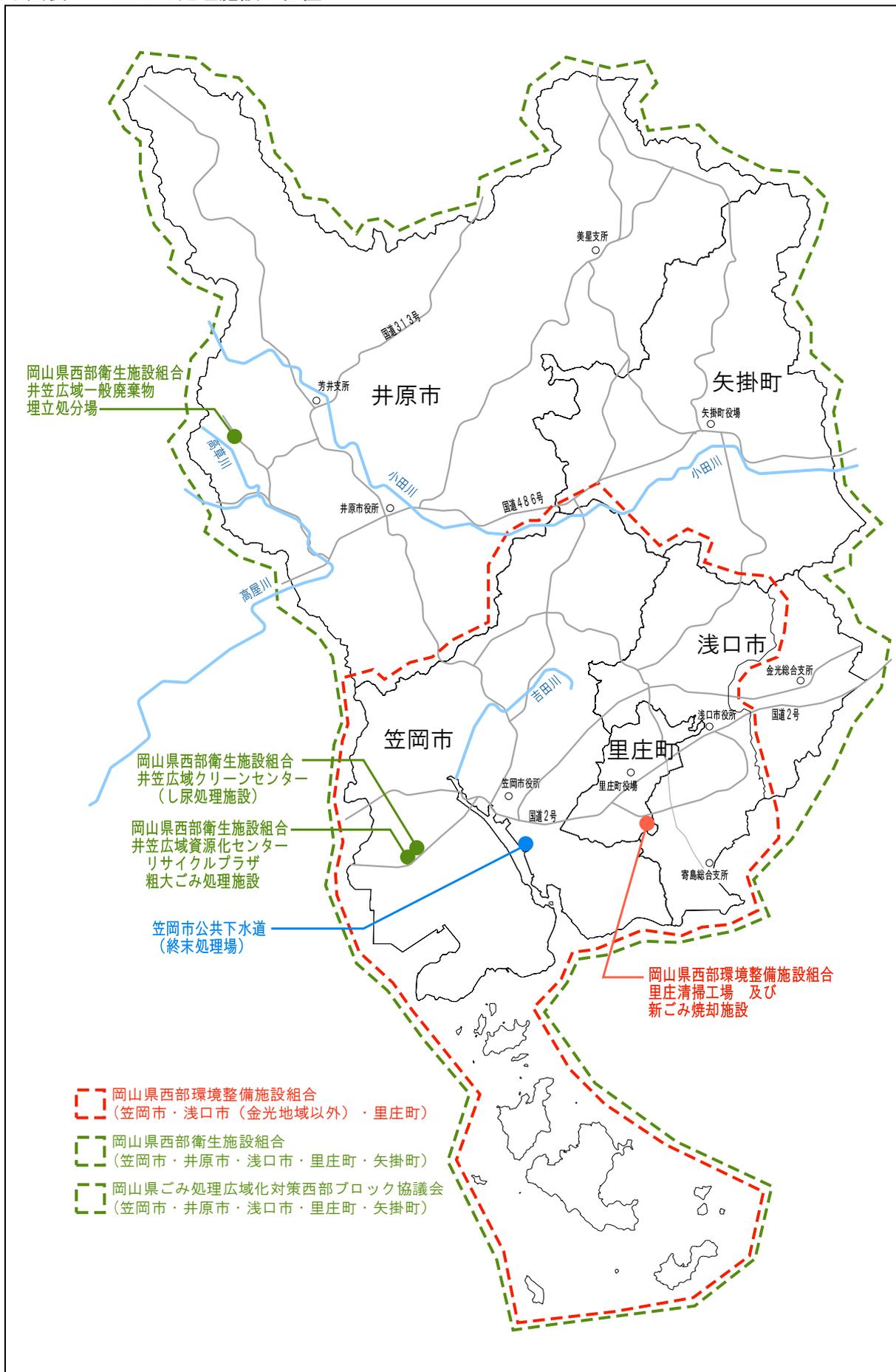
(最終処分)

施設名	処理対象物	所在地	使用開始	埋立面積(m ²)	全体容量(m ³)	構成市町等
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域一般廃棄物 埋立処分場	不燃物残渣, 焼却残渣 (主灰・固化飛灰)	井原市	R4	約12,800	約104,600	笠岡市, 井原市, 浅口市, 矢掛町, 里庄町

(2) 課題

収集運搬体制については、市民の多様な生活様式に対応した収集サービスを提供することが必要です。一方で、業務の効率化を推進し、収集運搬コストの削減を図ることが求められます。

●図表 3-19 ごみ処理施設の位置



4 補助制度・支援制度

(1) 現 状

① 指定ごみ袋制度

本市では指定ごみ袋制度によるごみ処理有料化を導入しています。世帯人数に応じて一定量のごみ袋を無料配付し、無料配付分を超える指定ごみ袋は有料とする超過従量制としています。

なお、紙おむつ使用者への追加支給や、世帯人数の増加に伴う追加支給などの支援制度も設けています。

●図表 3-20 笠岡市の指定ごみ袋制度（令和4年4月現在）

● 指定ごみ袋の無料配付枚数について			
	共 通		紙おむつ使用者への追加配付分 ※3歳以下の乳幼児は申請不要， 4歳以上の紙おむつ使用者は環境課または市民課及び島しょ部出張所へ申請が必要。 ◎ 1人 40枚／年 ◎ 2人以上 60枚／年
世帯区分	可燃ごみ	不燃ごみ	
1～2人世帯	70枚	5枚	
3～4人世帯	80枚	5枚	
5～6人世帯	100枚	5枚	
7人以上世帯	130枚	5枚	
注) 1. 全て30リットルの指定ごみ袋			
● 可燃ごみ用指定袋の交換制度について			
未開封の無料配付指定袋（30リットル）を同容量の20リットル袋または45リットル袋へ交換できる制度を設けています。			
＜交換拠点＞ 笠岡市環境課，吉田文化会館，島しょ部出張所（北木島・白石島・真鍋島）			
＜交換例＞ 30リットル×20枚（容量合計600リットル）⇒20リットル×30枚（容量合計600リットル） 30リットル×30枚（容量合計900リットル）⇒45リットル×20枚（容量合計900リットル）			
● 世帯人数増加に伴う指定ごみ袋の追加支給について			
年度途中に世帯区分が変わり、指定ごみ袋の配付枚数が増える場合（たとえば4人世帯が5人世帯に）、環境課において追加支給しています。			
● 追加購入用の種類及び販売価格			
容 量	種類及び販売価格（1袋10枚入り）		
	可燃ごみ	不燃ごみ	
20リットル（小）	500円／袋	—	
30リットル（中）	700円／袋	700円／袋	
45リットル（大）	1,000円／袋	—	

② 清掃美化活動への支援制度

本市では、町内会やボランティア団体が行う地域の清掃美化活動を支援しています。

●図表 3-21 清掃美化への支援制度

● ボランティア清掃用ごみ袋の無料配付制度
地域活動に伴う町内会やボランティア団体が道路や公園などの公共地を清掃する場合、建設管理課でごみ袋を無料配付しています。
● ボランティア清掃で出たごみの回収支援
大量に出たごみについては申込に基づいて回収しています。5袋以内であれば地区ごみステーションに出すこともできます。
● 環境美化看板の無料配付制度
ポイ捨て・不法投棄・犬のフン被害や野焼き被害などの環境美化看板を無料配付しています。

③ ごみ減量化・資源化への支援制度

本市では、個人あるいは町内会、子供会、老人会などの営利を目的としない任意団体が実施するごみ減量化・資源化への取組を支援しています。

●図表 3-22 ごみ減量化・資源化への支援制度

● 生ごみ処理容器購入補助制度																														
市内指定登録店での購入に対し購入費の半額を補助（100円未満の端数は切り捨て）。																														
【上限額・個数制限】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>補助対象基数</th> <th>補助限度額</th> <th>販売登録店 店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポスト</td> <td rowspan="2">1世帯各2基まで</td> <td rowspan="2">1基につき販売金額（税抜きの本体価格）の2分の1を補助し、3,000円が上限</td> <td>4店舗</td> </tr> <tr> <td>ボカシ容器</td> <td>3店舗</td> </tr> <tr> <td>電気式 などの容器</td> <td>1世帯1基のみ</td> <td>1基につき販売金額（税抜きの本体価格）の2分の1を補助し、20,000円が上限</td> <td>9店舗</td> </tr> </tbody> </table>	種類	補助対象基数	補助限度額	販売登録店 店舗数	コンポスト	1世帯各2基まで	1基につき販売金額（税抜きの本体価格）の2分の1を補助し、3,000円が上限	4店舗	ボカシ容器	3店舗	電気式 などの容器	1世帯1基のみ	1基につき販売金額（税抜きの本体価格）の2分の1を補助し、20,000円が上限	9店舗																
種類	補助対象基数	補助限度額	販売登録店 店舗数																											
コンポスト	1世帯各2基まで	1基につき販売金額（税抜きの本体価格）の2分の1を補助し、3,000円が上限	4店舗																											
ボカシ容器			3店舗																											
電気式 などの容器	1世帯1基のみ	1基につき販売金額（税抜きの本体価格）の2分の1を補助し、20,000円が上限	9店舗																											
【上限額・個数制限】																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポスト</td> <td>74基</td> <td>68基</td> <td>61基</td> <td>81基</td> <td>48基</td> </tr> <tr> <td>ボカシ</td> <td>5基</td> <td>1基</td> <td>5基</td> <td>2基</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>電気式</td> <td>6基</td> <td>9基</td> <td>24基</td> <td>23基</td> <td>18基</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>85基</td> <td>78基</td> <td>90基</td> <td>106基</td> <td>68基</td> </tr> </tbody> </table>		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	コンポスト	74基	68基	61基	81基	48基	ボカシ	5基	1基	5基	2基	2基	電気式	6基	9基	24基	23基	18基	合計	85基	78基	90基	106基	68基
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度																									
コンポスト	74基	68基	61基	81基	48基																									
ボカシ	5基	1基	5基	2基	2基																									
電気式	6基	9基	24基	23基	18基																									
合計	85基	78基	90基	106基	68基																									
注) 1. 購入から5年未満は再補助不可 2. 販売登録店以外での購入は対象外。																														
● 廃品回収（資源回収）への支援制度																														
町内会や学校PTA、子供会や老人会などの営利を目的としない市民団体が登録のうえ年2回以上実施した場合、5円/kgを推進報償金として交付しています。																														
● ごみ減量化・資源化のための「出前講座」																														
土日祝日朝夕問わず、ごみの正しい出し方や減量・リサイクルについての出前講座制度を設けています。																														

④ ごみ出し場への支援・補助制度

本市では、常設ごみステーションの設置費補助、建屋のないごみ出し場への防護ネット無償貸与を行っています。

●図表 3-23 ごみ出し場への支援・補助制度

● ごみ収集施設設置費補助制度
地区の所有物であるごみ出し場について、「長年の使用で不具合が出てきた」「老朽化が甚だしいので建て替えたい」「今の出し場が遠くて出すのが大変なので近くに出し場を作りたい」「分別ごみ当番が大変なので常設ステーションを作りたい」などといった要望がある場合、事前申請すれば15万円を限度に工事費用を補助する制度を設けています。
● カラス・野良猫用防護ネットの無償貸与制度
建屋のない露天で「可燃ごみ」を出しているごみ出し場については、希望があれば防護ネットを無償貸与しています。

⑤ 島しょ部における海上輸送支援制度

本市では、法律に基づいた廃棄物の適正処理を行うため、島しょ部で発生する家電リサイクル法対象品や使用済自動車の海上輸送を支援しています。

●図表 3-24 島しょ部における海上輸送支援制度

● 家電リサイクル法対象品の海上輸送支援制度
島しょ部在住の市民が家電リサイクル法対象品を廃棄処理したい場合、環境課所有のし尿収集船「清笠丸」にて無料で輸送しています（事前に引取業者との間で清算済の場合に限る）。
● 使用済自動車の海上輸送費支援制度
使用済みの自動車を自動車リサイクル法により引取業者に引き渡す際にかかる費用のうち、海上輸送費などの8割を補助しています。

(2) 課題

環境美化やごみ減量のために設けている様々な支援制度について、市民に活用してもらうように支援制度の存在や内容をPRすることが必要です。

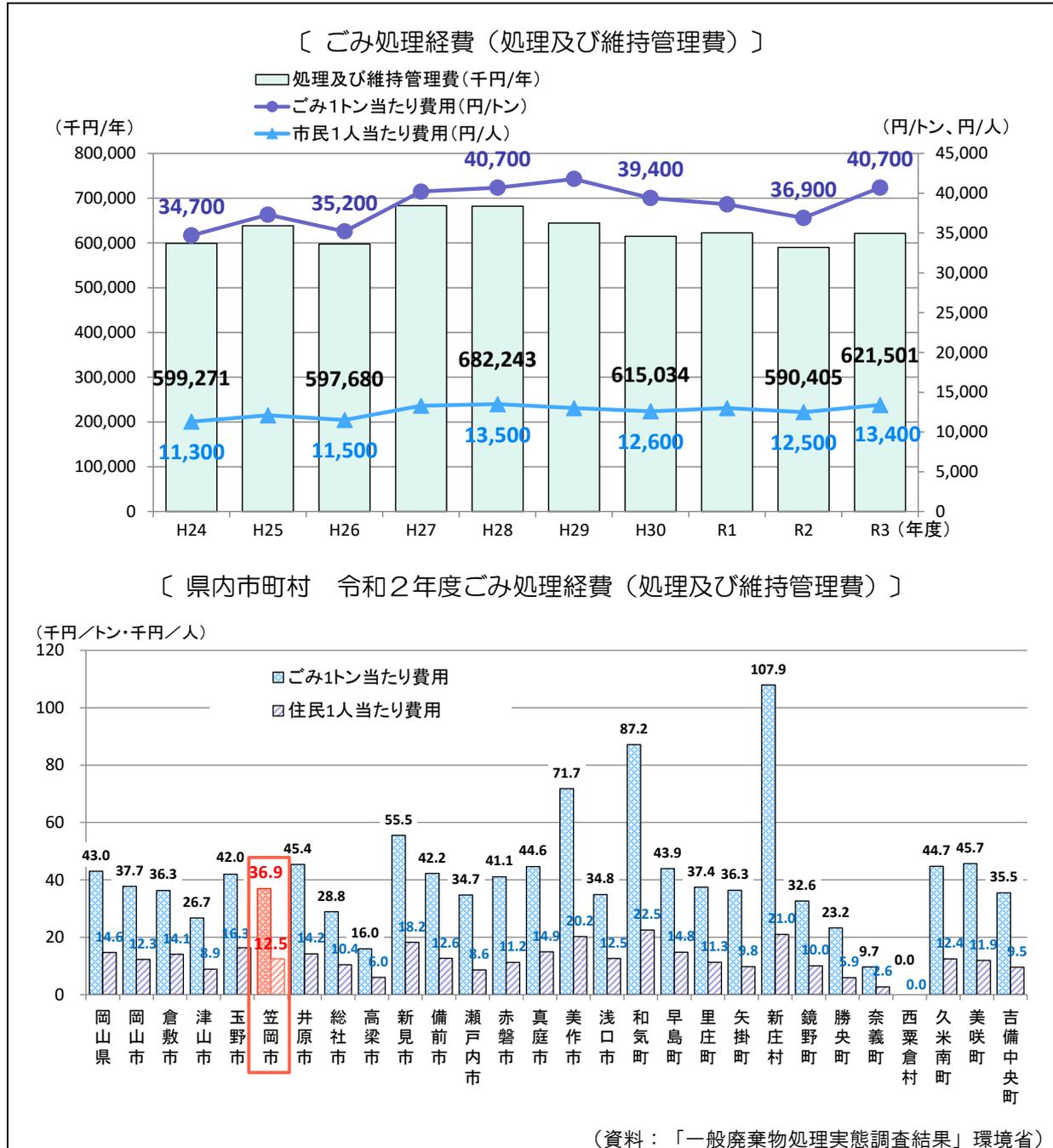
本市は市民の皆様の努力や協力をいただきながら、これまで施策を通じてごみの減量を進めてきましたが、現状ではごみの減量目標は達成できない見込みです。より一層のごみの減量を目指すためには指定ごみ袋制度の見直しが必要であり、ごみの排出者責任に基づいて、引き続き市民に対してごみの減量に向けて協力をお願いする必要があります。

5 ごみ処理経費

(1) 現状

本市から排出されるごみ処理経費（工事費は除く）は、年間6～7億円程度要しています。中間処理施設の単年度の修繕、車両購入費等により年度によって増減しています。**ごみ1トン当たりでみると3万5千円～4万円程度、市民1人当たりでは1万3千円程度**です。

●図表 3-25 ごみ処理経費（処理及び維持管理費）



(2) 課題

ごみ処理経費は県内の市町村と比較すると平均をわずかに下回る程度です。ごみ処理経費は、健全な環境衛生を維持し、改善するための費用です。**ごみ量全体を削減し、抑制することにより、ごみ処理経費の削減に繋げる必要があります。**

第2節 基本理念

本市では、本計画の上位計画と位置づけている「第3次笠岡市環境基本計画（R5.3策定）」において、本市の望ましい環境像を『自然豊かで安心して暮らせるまち“かさおか”』としてまちづくりを進めています。

本計画は、その実現を目指すための重要な計画として、「**循環型社会実現のため みんなで学び・考え・行動する**」（循環型社会の詳細は P2 を参照）を基本理念に定め、目標達成のため各種の施策を行っていくものとします。

●図表 3-21 基本理念

循環型社会実現のため みんなで学び・考え・行動する

第3節 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念「循環型社会実現のため みんなで学び・考え・行動する」のもと、第3次笠岡市環境基本計画における施策を受けて、①4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、②適正処理（不適正処理対策）の推進、③食品ロス削減の推進 とします。

●図表 3-26 基本方針

① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみになるものはもらわない・選択しない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、何度でも使う（リユース）、再資源化する（リサイクル）を基本として、市民・事業者・行政が資源循環における自らの役割を自覚し、協働して行う取組を推進します。

② 適正処理（不適正処理対策）の推進

ごみを適正に処理するため、ごみの特性に応じた最適な処理体制・システム作りを推進します。

また、不法投棄や野焼き等の不適正処理に対する対策を推進します。

③ 食品ロス削減の推進

本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの削減を推進するため、施策のひとつとして「食品ロス削減推進計画」を盛り込みます。

第4節 数値目標

1 目標値の設定対象

本計画におけるごみ処理等の数値目標については、国が示す第四次循環型社会形成推進基本計画に示される目標値を達成するため、ごみの発生・排出削減や分別徹底を前提とした本市独自の目標を設定します。

(1) 対象ごみ

ごみの組成調査結果などを踏まえ、ごみの発生・排出削減及び分別徹底を設定するごみの種類は次のとおりとします。

① 家庭系ごみ

収集及び直接搬入可燃ごみ、収集不燃ごみを発生・排出削減の目標設定の対象とします。特に収集可燃ごみは、組成調査結果において手付かず食品や調理くず・食べ残しが多く確認されていることから、これらを主な削減対象とします。また、収集可燃ごみ、収集不燃ごみとして排出されている資源物を分別徹底の対象とします（ごみの分別区分は P10 を参照）。

【収集可燃ごみ】

手付かず食品

必要な量だけ食材を買い、消費期限等に気を付けて使い切ることなどで削減可能です。

削減！

調理くず・食べ残し

食事は食べきれぬ量だけ調理したり、食材を余すことなく使う工夫や、どうしても発生した生ごみは水切りをしたり堆肥化装置を利用することで削減可能です。

分別！

古紙類・紙製容器包装・プラ製容器包装・ペットボトル・布類等

資源ごみとして排出したり、集団回収へ出すなどの分別徹底で資源化が可能です。

【直接搬入可燃ごみ】

排出物全般

物を大切に使う心がけなどで排出量の削減が可能です。

削減！

【収集不燃ごみ】

排出物全般

物を大切に使う心がけなどで排出量の削減が可能です。

削減！

びん・缶・金属・小型家電等

資源ごみや小型家電回収BOXへ排出したり、集団回収へ出すなどの分別徹底で資源化が可能です。

分別！

② 事業系ごみ

許可業者が収集している可燃ごみ、直接搬入されている可燃ごみともに発生・排出削減の目標設定の対象とします（ごみの分別区分は P10 を参照）。

【可燃ごみ(許可収集・直接搬入)】

排出物全般

飲食店から排出される生ごみについて無駄なく使い切ったり、資源化可能なごみを独自にリサイクルに取り組むことなどで排出量の削減が可能です。

削減！

令和3年度のごみ排出量実績に対して、ごみの発生・排出削減及び分別徹底の設定対象を整理すると以下のとおりとなります。

目標量の設定に当たってはごみ排出原単位を対象とし、家庭系ごみは市民1人1日平均ごみ排出量で設定を行いますが、事業系ごみは排出動向が人口によらないことから1日平均ごみ排出量で設定を行うものとします。

		ごみ排出量実績(R3年度)			行政区域内人口 46,484 人	
		年間量 (t/年)	原単位			
			(t/日)	(g/人・日)		
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	6,762	18.5	398.5	●削減/分別徹底対象
		不燃ごみ	398	1.1	23.5	●削減/分別徹底対象
		資源ごみ	1,638	4.5	96.5	
		粗大ごみ	51	0.1	3.0	
		収集ごみ計	8,849	24.2	521.6	
	直接搬入	可燃ごみ	511	1.4	30.1	●削減対象
		不燃ごみ	0	0.0	0.0	
		資源ごみ	0	0.0	0.0	
		粗大ごみ	246	0.7	14.5	
		直搬ごみ計	757	2.1	44.6	
生活系ごみ合計		9,606	26.3	566.2		
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	4,489	12.3	264.6	●削減対象
		不燃ごみ	195	0.5	11.5	
		資源ごみ	0	0.0	0.0	
		粗大ごみ	56	0.2	3.3	
		許可ごみ計	4,740	13.0	279.4	
	直接搬入	可燃ごみ	319	0.9	18.8	●削減対象
		不燃ごみ	0	0.0	0.0	
		資源ごみ	0	0.0	0.0	
		粗大ごみ	0	0.0	0.0	
		直搬ごみ計	319	0.9	18.8	
事業系ごみ合計		5,059	13.9	298.2		
排出量	可燃ごみ	12,081	33.1	712.0		
	不燃ごみ	593	1.6	35.0		
	資源ごみ	1,638	4.5	96.5		
	粗大ごみ	353	1.0	20.8		
	排出量計	14,665	40.2	864.3		
	集団回収量	593	1.6	35.0		
	ごみ総排出量	15,258	41.8	899.3		

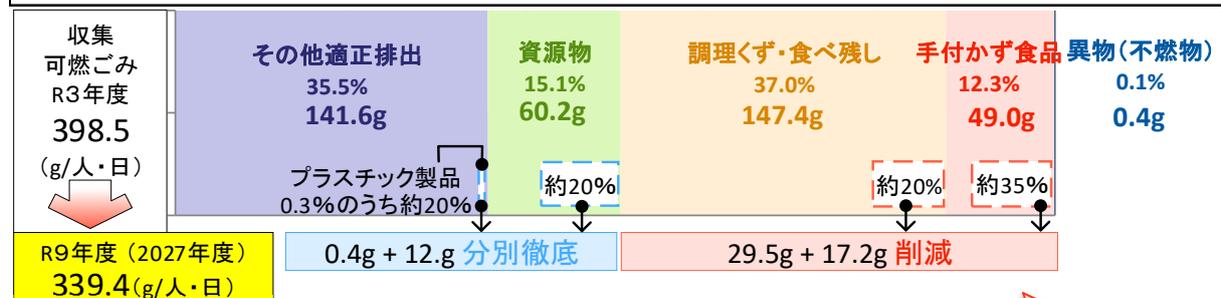
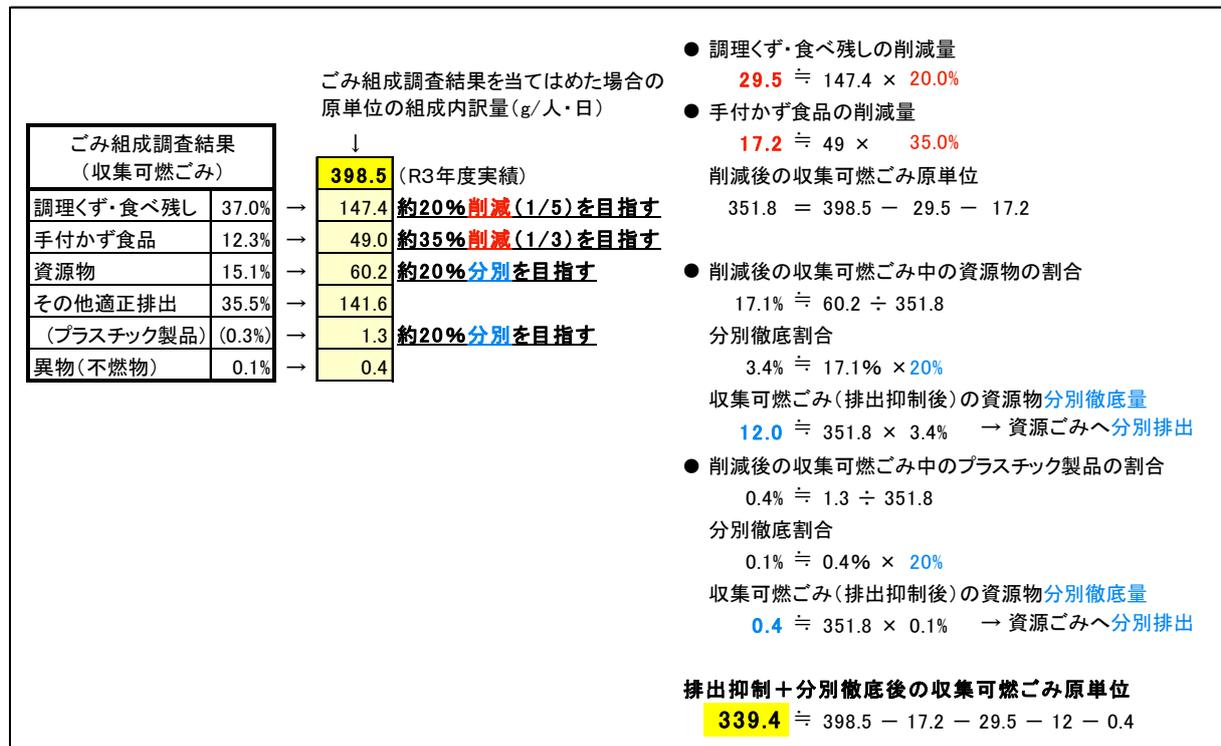
注) 端数処理による若干の誤差を含みます。

2 目標量の設定

(1) 家庭系ごみ

① 収集可燃ごみ

家庭で『生ごみ 3 キリ運動』等を実践していただき、調理くず・食べ残しの約 20%削減、手付かず食品の約 35%削減を目標とします。また、混入している資源物の約 20%、適正排出物中のプラスチック製品のうち約 20%を資源ごみへ分別排出することを目標とします。



例えばこんなもの

容器包装プラスチック

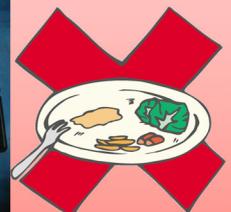
雑紙



例えばこんなもの

手付かず食品

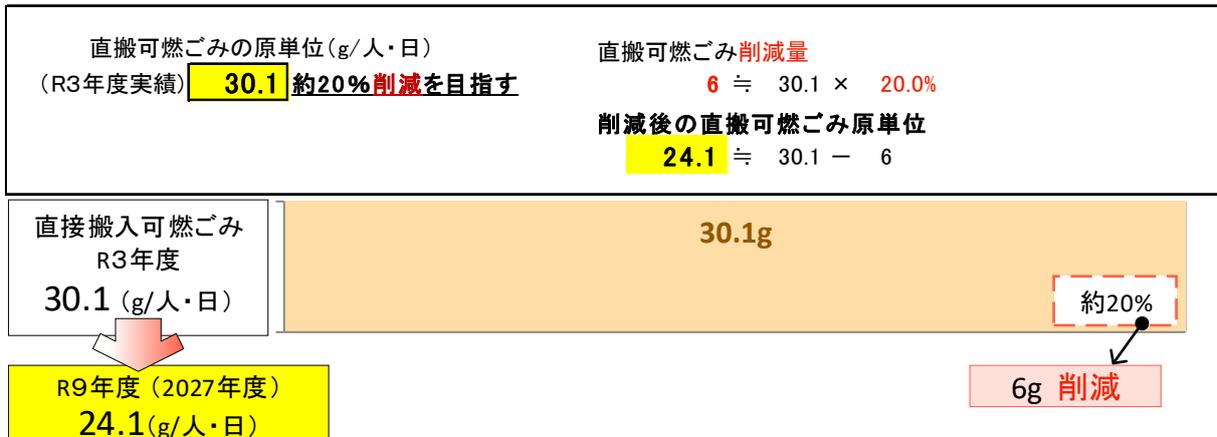
調理くず・食べ残し



注) ごみ排出原単位は令和3年度実績、ごみ組成の割合は令和4年度ごみ組成調査結果に基づき概算値で示しています。

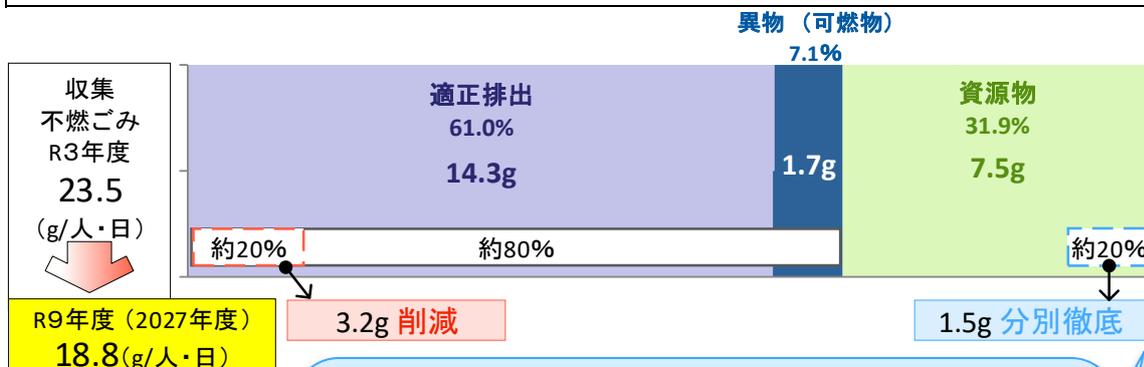
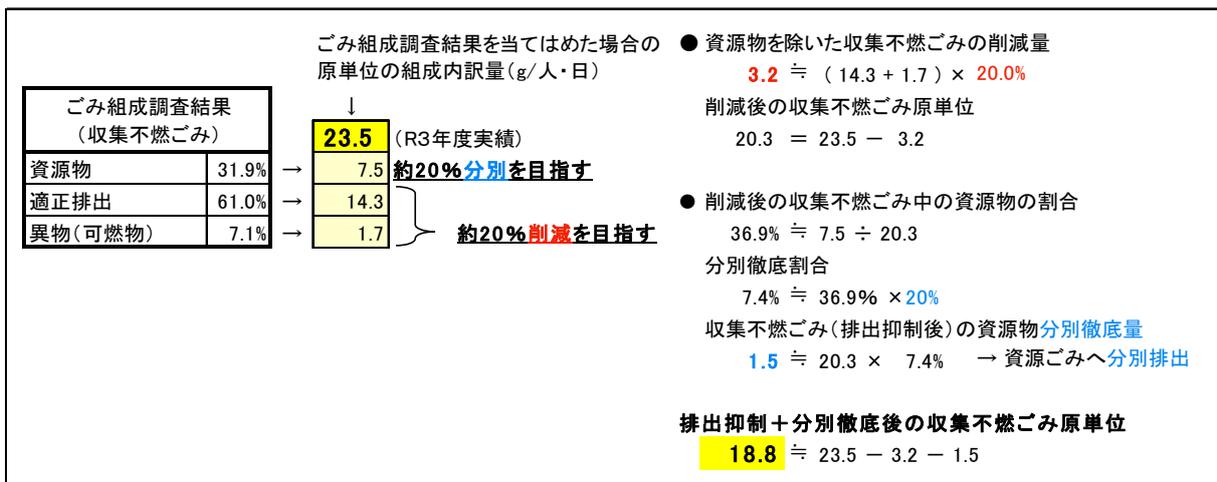
② 直接搬入可燃ごみ

直接搬入ごみとして排出されているごみの約 20%削減を目標とします。



③ 収集不燃ごみ

不燃ごみに出されているごみの約 20%削減を目標とします。また、混入している資源物は、使用済小型家電やびん・缶など比較的分別が容易なものが多いことを踏まえて約 20%を資源ごみへ分別排出することを目標とします。



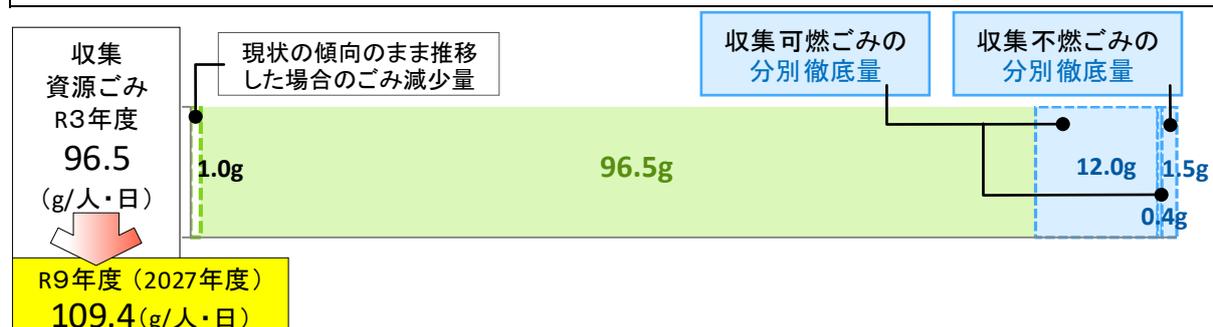
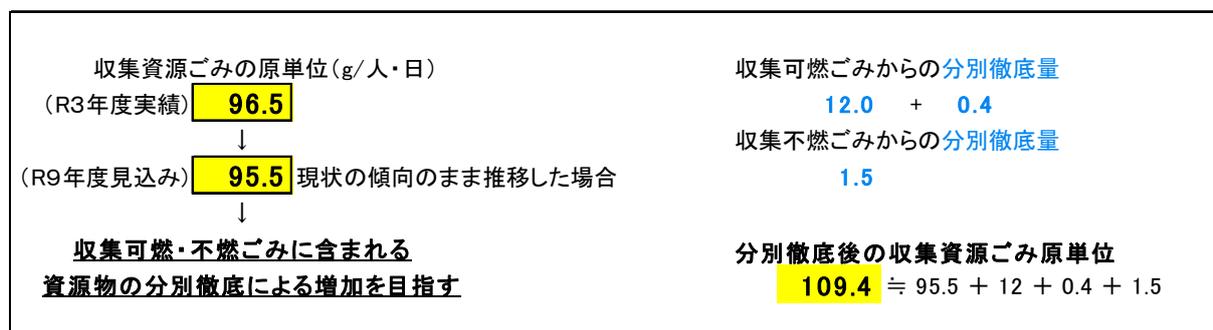
例えばこんなもの



缶・びん・ペットボトル
容器包装プラスチック

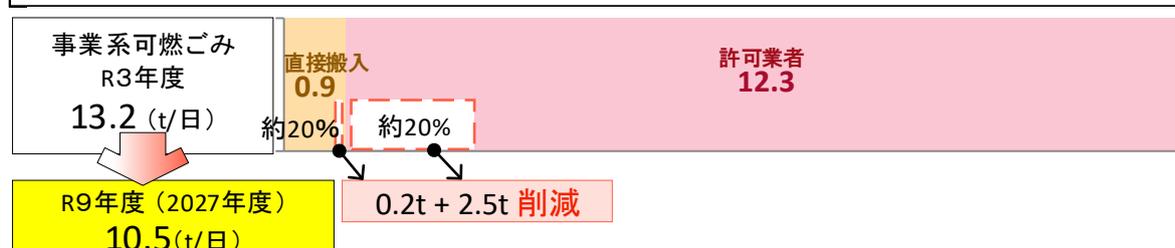
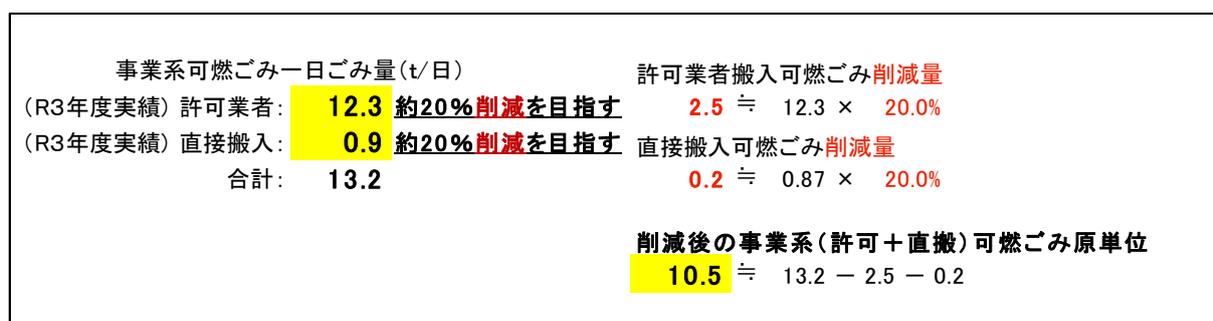
④ 収集資源ごみ

現状の傾向のまま推移した場合の将来見込み値に、収集可燃ごみ、収集不燃ごみからの分別徹底量を加えたごみ量を目標とします。



(2) 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみについては近年増加傾向が続いていることを踏まえて、許可業者によるものと直接搬入それぞれにおいて、排出されているごみの約20%削減を目標とします。



(3) ごみ排出量の見込み

ごみの発生・排出削減や分別徹底の推進を行わず、現状の傾向のまま推移した場合の将来見込み値（単純推計値）に対し、目標を設定した場合の、ごみ排出原単位将来見込みは以下に示すとおりとなります。目標を達成した場合、令和9年度（2027年度）において市民1人1日平均総排出量は804.3グラムとなる見込みです。

		原単位					原単位将来見込み R9年度(2027年度)			
		R3実績 ①	削減量 ②	分別量 ③	目標 ①+②+③	単純推計値		目標達成時		
						(t/日)	(g/人・日)	(t/日)	(g/人・日)	
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	g/人日	398.5	-46.7	-12.4	339.4	397.7	339.4	設定値
		不燃ごみ	g/人日	23.5	-3.2	-1.5	18.8	24.1	18.8	設定値
		資源ごみ	g/人日			+13.9		95.5	109.4	単純推計値+③
		粗大ごみ	g/人日					3.1	3.1	単純推計値
		収集ごみ計	g/人日					520.4	470.7	
	直接搬入	可燃ごみ	g/人日	30.1	-6.0	-	24.1	28.3	24.1	設定値
		不燃ごみ	g/人日					0.0	0.0	単純推計値
		資源ごみ	g/人日					0.0	0.0	単純推計値
		粗大ごみ	g/人日					14.5	14.5	単純推計値
		直搬ごみ計	g/人日					43.0	38.7	
生活系ごみ合計		g/人日					563.4	509.4		
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	t/日	12.30	-2.50	-	9.80	12.29	9.80	設定値
		不燃ごみ	t/日					0.50	0.50	単純推計値
		資源ごみ	t/日					0.00	0.00	単純推計値
		粗大ごみ	t/日					0.20	0.20	単純推計値
		許可ごみ計	t/日					12.99	10.50	
	直接搬入	可燃ごみ	t/日	0.87	-0.20	-	0.67	1.08	0.67	設定値
		不燃ごみ	t/日					0.00	0.00	単純推計値
		資源ごみ	t/日					0.00	0.00	単純推計値
		粗大ごみ	t/日					0.00	0.00	単純推計値
		直搬ごみ計	t/日					1.08	0.67	
事業系ごみ合計		t/日					14.07	11.17		

		目標達成後の排出量の見込み R9年度(2027年度)			
		原単位		年間量 (t/年)	
		(g/人・日)	(t/日)		
生活系ごみ	収集	可燃ごみ	339.4	14.2	5,190
		不燃ごみ	18.8	0.8	288
		資源ごみ	109.4	4.6	1,672
		粗大ごみ	3.1	0.1	47
		収集ごみ計	470.7	19.7	7,197
	直接搬入	可燃ごみ	24.1	1.0	369
		不燃ごみ	0.0	0.0	0
		資源ごみ	0.0	0.0	0
		粗大ごみ	14.5	0.6	223
		直搬ごみ計	38.7	1.6	592
生活系ごみ合計		509.4	21.3	7,789	
事業系ごみ	許可業者	可燃ごみ	233.9	9.8	3,577
		不燃ごみ	12.0	0.5	183
		資源ごみ	0.0	0.0	0
		粗大ごみ	4.8	0.2	73
		許可ごみ計	250.7	10.5	3,833
	直接搬入	可燃ごみ	16.0	0.7	245
		不燃ごみ	0.0	0.0	0
		資源ごみ	0.0	0.0	0
		粗大ごみ	0.0	0.0	0
		直搬ごみ計	16.0	0.7	245
事業系ごみ合計		266.7	11.2	4,078	
排出量	可燃ごみ	613.4	25.7	9,381	
	不燃ごみ	30.8	1.3	471	
	資源ごみ	109.4	4.6	1,672	
	粗大ごみ	22.4	0.9	343	
	排出量計	776.1	32.5	11,867	
	集団回収量	28.2	1.2	431	
ごみ総排出量		804.3	33.7	12,298	

(4) 処理内訳の見込み

目標達成時に排出されるごみに対して、各中間処理施設にて減量や資源回収等の処理を行います。処理内訳を令和3年度実績等から以下のとおりとした場合、令和9年度（2027年度）におけるリサイクル率は18.8%、最終処分量は1,121トンになると見込まれます。

■ごみ排出量(トン/年)		R9年度 (2027年度)	内訳
可燃ごみ		9,381	
可燃ごみ		9,381	
里庄清掃工場		9,381	100%
不燃ごみ		471	
不燃ごみ		471	
井笠広域資源化センター		471	100%
粗大ごみ		343	
粗大ごみ		343	
井笠広域資源化センター		343	100%
資源ごみ		1,672	
資源ごみ		1,672	
リサイクルプラザ		580	34.7%
直接資源化		1,092	65.3%
ごみ排出量の合計		11,867	

集団回収量	431
--------------	------------

ごみ総排出量 (ごみ排出量+集団回収量)	12,298
---------------------------------	---------------

■リサイクル率		
中間処理後資源化量		792
直接資源化量		1,092
集団回収量		431
再資源化量(マテリアルリサイクル)		2,315
(リサイクル率)		18.8%

リサイクル率=再資源化量÷ごみ総排出量

■最終処分量		
焼却残渣		845
資源・粗大ごみ処理残渣		276
最終処分量		1,121
(最終処分率)		9.4%

最終処分率=最終処分量÷ごみ排出量

■処理の内訳			
里庄清掃工場 【焼却】		9,708	内訳・処理
搬入量	直接焼却	9,381	
	粗大残渣	327	
処理内訳	処理残渣	845	8.7%
	焼却残渣	845	8.7%
	その他	<1	0.0%
			埋立 資源化
粗大ごみ処理施設 【破碎・選別】		814	内訳・処理
搬入量	不燃ごみ	471	
	粗大ごみ	343	
処理内訳	処理量	814	
	金属類等	211	25.9%
	選別残渣	327	40.2%
	破碎残渣	276	33.9%
			資源化 焼却 埋立
リサイクルプラザ 【選別】		580	内訳・処理
搬入量	資源ごみ	580	
処理内訳	プラスチック製容器包装	287	49.4%
	布類	120	20.7%
	びん類	173	29.9%
	その他	1	0.2%
			資源化

注) 1.処理の内訳割合はR3年度実績等より

直接資源化		1,092
内訳	ペットボトル	75
	トレイ	4
	古紙類	844
	活きビン	1
	缶類	63
	金属類	60
	使用済小型家電	45

3 目標値の総括

目標設定の対象としたごみごとに発生・排出削減及び分別徹底の目標を達成した場合、本市のごみ処理全体の量として目標値をまとめると以下のとおりとなり、これを本計画の目標値とします。

令和9年度 行動（実施）目標値

発生・排出削減目標

○市民1人1日平均ごみ総排出量を **804.3 グラム以下まで削減**する。
 （令和3年度 899.3 グラムに対して **約 10.6%（95 グラム）削減**）

**1人1日どれくらいの減量？
身近なもので例えると**

家庭では
たまごなら
Sサイズ 約2個分

事業所では
コピー用紙なら
A4 約20枚分

○市民1人1日平均食品ロス量は **31.8 グラム以下まで削減**する。
 （令和4年度見込値 49.0 グラムに対して **35%削減**）

リサイクル目標

○リサイクル率を **18.8%まで向上**させる。
 （令和3年度 17.6%に対して **1.2 ポイント増**）

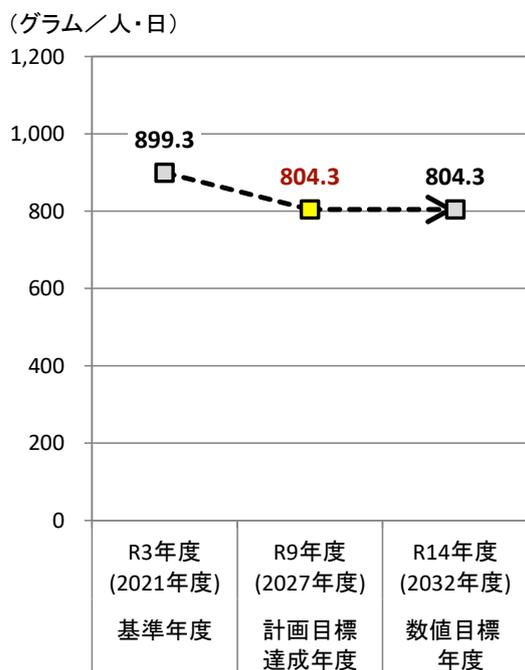
最終処分目標

○最終処分量（年間量）を **1,121 トン以下まで削減**する。
 （令和3年度 1,195 トンに対して **約 6.2%削減**）

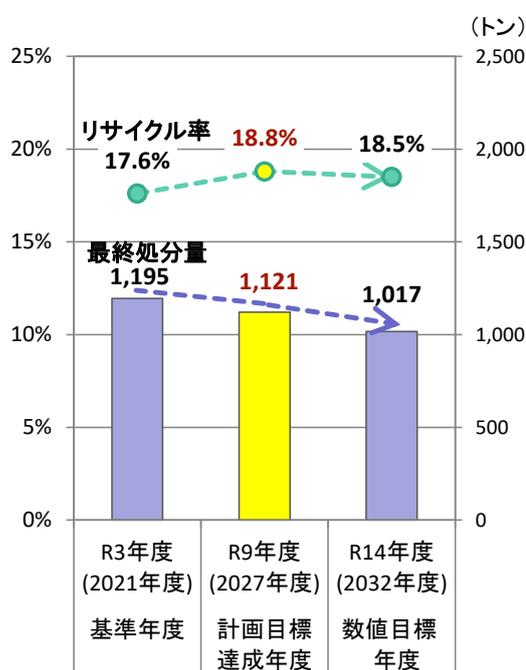
各指標の将来見込みの推移

【ごみ総排出量】

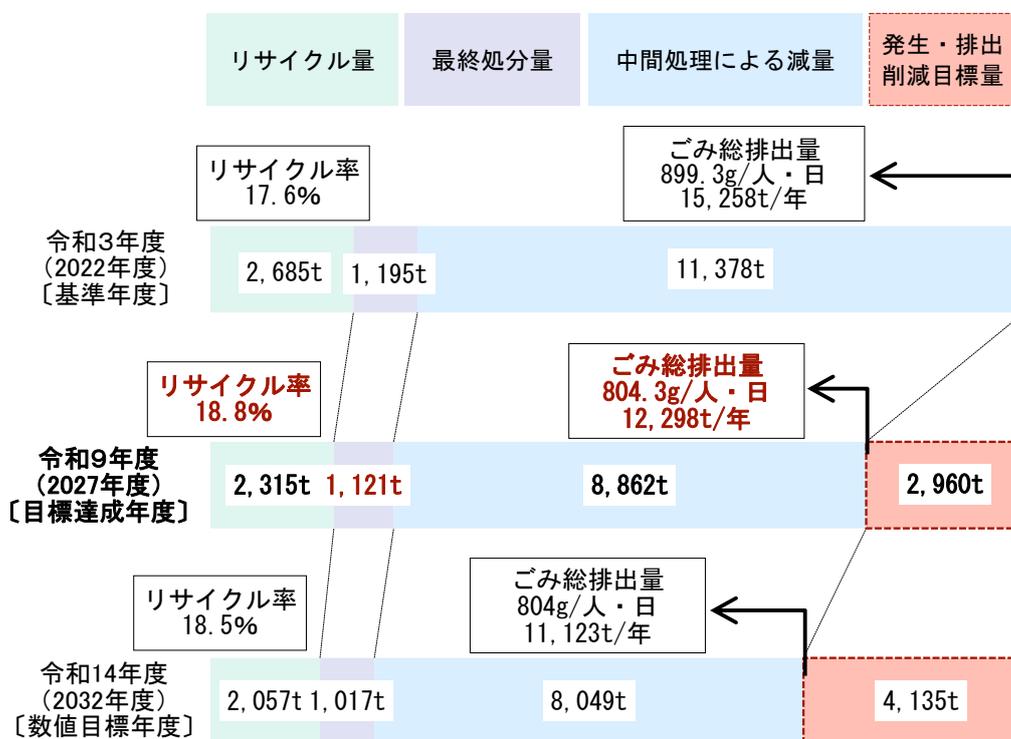
（市民1人1日平均ごみ総排出量）



【リサイクル率・最終処分量】



目標値の総括



リサイクル目標 (R9年度 (2027年度))

リサイクル率
18.8%以上

最終処分目標 (R9年度 (2027年度))

最終処分量
1,121トン以下

発生・排出削減目標 (R9年度 (2027年度))

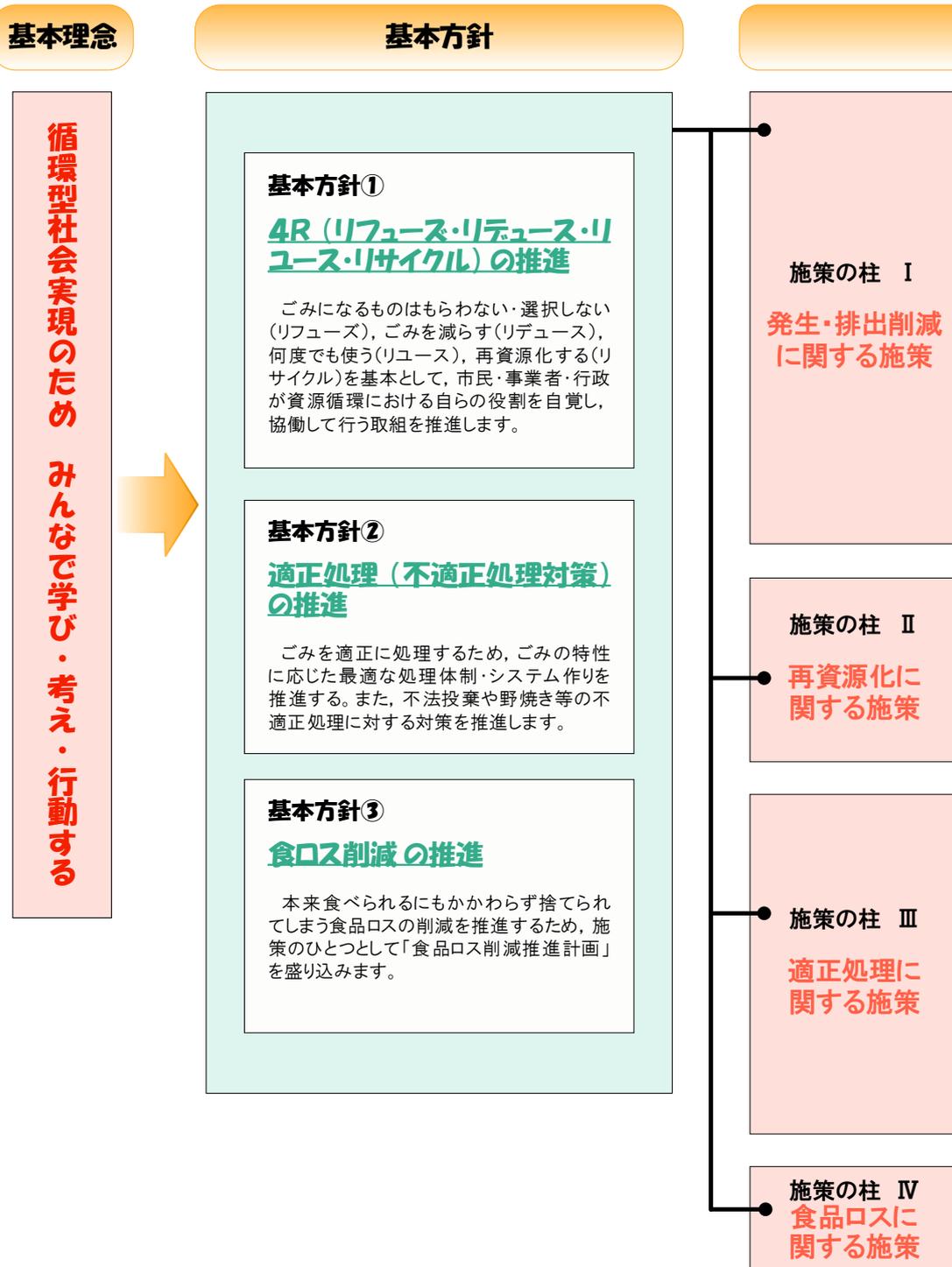
ごみ総排出量 (1人1日平均排出量)
804.3 グラム/人・日以下

第5節 施策の体系

ごみの減量、リサイクルなどについて、設定した数値目標を達成するため、今後の施策については、①発生・排出削減に関する施策、②再資源化に関する施策、③適正処理に関する施策、④食品ロスに関する施策 の4つを大きな柱として展開していきます。

これらの施策の体系は次に示すとおりです。

●図表 3-27 施策の体系



なお、本計画における目標達成のための施策と国際社会の普遍的な目標である SDGs（持続可能な開発目標）との関連を示します。

具体的に実施する施策

(1)市民・事業者の意識向上	施策1 情報発信	
	施策2 環境に関する生涯学習の充実	
	施策3 子どもに対する環境教育の充実	
	施策4 ごみ処理施設の施設見学	
(2)市民・事業者との協働	施策5 廃棄物減量推進員制度	
	施策6 事業所ごみ減量化連絡協議会の設置	
施策7 事業者における廃棄物発生抑制の推進		
(3)ごみ減量化制度設計	施策8 指定ごみ袋制度の見直し	
(4)4Rの実践	施策9 マイバッグ持参の推進(ごみになるものはもらわないの実践)【Refuse】	
	施策10 廃棄物排出抑制の推進(ごみになるものは選択しないの実践)【Refuse】	
	施策11 生ごみ発生抑制の推進(ごみになるものを減らすの実践)【Reduce】	
	施策12 フリーマーケット等の活用(何度でも使うの実践)【Reuse】	
(1)マテリアルリサイクルの推進	施策1 資源回収の推奨(再資源化の実践)【Recycle】	
	施策2 プラスチック資源の循環促進(資源循環促進の実践)【3R+Renewable】	
	施策3 分別徹底の啓発	
	施策4 使用済小型家電のリサイクル推進	
	施策5 グリーン購入・グリーン調達推進	
(1)収集運搬に関する施策	施策1 収集運搬体制の効率化	
	施策2 許可業者による収集運搬体制の維持	
	施策3 ごみ出し場適正管理の支援	
(2)中間処理に関する施策	施策4 ごみ処理の広域化の継続	
	施策5 中間処理施設の適正管理	
(3)最終処分に関する施策	施策6 最終処分場の適正管理	
(4)その他適正処理に関する施策	施策7 不適正処理の防止	施策10 海ごみ対策
	施策8 在宅医療廃棄物対策	施策11 地球温暖化対策
	施策9 災害廃棄物対策	施策12 水銀使用廃製品の回収対策
(1)市民・事業者の意識向上	施策1 普及啓発・情報発信	
	施策2 家庭での食品ロス削減推進	
	施策3 外食時の食品ロス削減推進	

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (持続可能な開発目標) は、平成13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。

SDGsは、「気候変動(気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる)」など17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。そして、目標の達成に向け、令和2(2020)年1月には「SDGs達成のための10年」がスタートしました。

こうしたSDGsの考えは、各国の企業経営者や若者など幅広い層に広がりつつあり、これに伴い、環境問題への関心や環境配慮の意識が一層高まり、各主体による積極的な取組へとつながることも期待されるところとなっています。



	目標1 [貧困] あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10 [不平等] 各国内および各国間の不平等を是正する
	目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する		目標13 [気候変動] 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う		目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

第6節 I.発生・排出削減に関する施策

1 施策体系

循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりが環境・ごみ問題と向き合い、環境負荷の少ない生活や行動を心がけ、ごみの発生・排出を削減していく必要があります。

ごみの発生・排出削減について、今後取り組む施策は、(1)市民・事業者の意識向上、(2)市民・事業者との協働、(3)ごみ減量化制度設計、(4)4Rの実践 の4つを中心として展開していくものとします。

●図表 3-28 発生・排出削減に関する施策の体系

<p style="text-align: center;">施策の柱 I</p> <p style="text-align: center;">発生・排出削減 に関する施策</p>	(1)市民・事業者の意識向上	施策1 情報発信
		施策2 環境に関する生涯学習の充実
		施策3 子どもに対する環境教育の充実
		施策4 ごみ処理施設の施設見学
	(2)市民・事業者との協働	施策5 廃棄物減量推進員制度
		施策6 事業所ごみ減量化連絡協議会の設置
		施策7 事業者における廃棄物発生抑制の推進
	(3)ごみ減量化制度設計	施策8 指定ごみ袋制度の見直し
	(4)4Rの実践	施策9 マイバッグ持参の推進 (ごみになるものはもらわないの実践)【Refuse】
		施策10 廃棄物排出抑制の推進 (ごみになるものは選択しないの実践)【Refuse】
		施策11 生ごみ発生抑制の推進 (ごみになるものを減らすの実践)【Reduce】
		施策12 フリーマーケット等の活用 (何度でも使うの実践)【Reuse】

2 具体的な施策

(1) 市民・事業者の意識向上

施策1 情報発信

〔現在の取組状況〕

市民や事業者のごみに関する知識・意識の向上には、ごみ減量・リサイクルの目的や効果、具体的な取組方法など様々な情報を提供することが必要です。市ホームページにごみの分別やリサイクルに関して解説と具体的な取組事例を紹介しているほか、広報かさおか等多様な媒体において、本市のごみの現状や取組などを多くの市民・事業者に伝え、意識向上を図るためにごみ減量コラムを連載し、見える化を行っています。また令和4年10月1日より「笠岡市ごみ分別アプリ」（P46を参照）をリリースし、本市のごみに関する情報を発信しています。

〔課題〕

本市から情報を受け取った市民・事業者が内容を理解し、実践できるよう、分かりやすく充実した内容とすることが必要です。また、発信する情報が、より多くの市民・事業者の目や耳に留まる工夫が必要です。

〔施策の方向〕

各媒体での情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。また、市民・事業者が受け取りやすい方法を選び、確実に情報が届くよう、「広報かさおか」（広報誌・ウェブブック版・テレビ広報・声の広報）やホームページ、各種パンフレットなど様々な情報媒体を通じてごみ問題に関する情報提供を行います。

また全ての世代に情報発信をするため、本市公式YouTubeの活用等、新たな情報伝達手段を検討します。

〔今後の具体的な取組〕

- 「笠岡市ごみ分別アプリ」の継続的な情報更新、広報による利用促進
- 「広報かさおか」（広報誌・ウェブブック版・テレビ広報・声の広報）やホームページ、各種パンフレットでの情報提供を継続
- 広報かさおかやホームページに掲載する情報の見直し、充実
- 出前講座の実施
- 新たな情報伝達手段の検討



◆令和3年度情報発信実績

- ・生ごみ処理容器購入補助金(4月)
- ・環境審議会委員の募集(5月)
- ・ごみ収集施設設置費補助金制度(5月)
- ・ごみの不法投棄は重大な犯罪です(5月)
- ・生ごみ減量モニター募集(6.12月)
- ・使用済小型充電式電池の適性処理をお願いします(6月)
- ・資源化物の売却実績(7月)
- ・生ごみの減量と堆肥化(9月)
- ・10月は「食品ロス削減月間」(10月)
- ・10月は「3R推進月間」(10月)
- ・野焼きは原則として禁止されています(10月)
- ・違法な不要品回収業者にご注意ください(11月)
- ・大掃除などで家庭から出た粗大ごみの処分方法(12月)
- ・年末年始は「おいしく残さず食べきろう！30・10運動」(12月)
- ・ワンウェイプラスチックを削減しよう(1月)
- ・各家庭への「指定ゴミ袋」の配付(2月)
- ・資源回収推進団体の募集(3月)
- ・「てまえどり」で食品ロスを減らしましょう(3月)
- ・家電4品目の処分方法について
- ・一般廃棄物再生利用個別指定事業者の指定状況

笠岡市ごみ分別アプリ

ごみ分別



「笠岡市ごみ分別アプリ」とは？

令和4年10月1日に本市よりリリースした、本市のごみに関する情報を「いつでも・どこでも・簡単に」確認できる、ダウンロード・登録無料のアプリです。

機能

📍 エリア設定

アプリをダウンロードすると、はじめにエリア設定の画面が開きます。ごみに関する情報が知りたいエリアを設定すると、そのエリアの情報がアプリ内に表示されます。

🏠 ホーム

アイコンと文字で簡単にごみ出し日が確認できます（週単位、月単位）。
排出可能なごみの内容や、ごみの出し方も確認できます。

🗑️ ごみの出し方

ごみ分別区分ごとの排出可能なごみの内容と、それぞれのごみの出し方について確認できます。

📖 ごみ分別辞典

ごみの分別方法について50音順で掲載しており、検索も可能です。分別区分やごみの出し方が確認でき、品目により分別時の注意事項を記載しています。

🗨️ よくある質問

ごみの出し方についてのよくある質問を掲載しています。

📍 ごみ関連MAP

エリア内のごみに関する施設を掲載しています。
・「指定ごみ袋」「粗大ごみ収集券」「し尿収集券」の販売箇所
・「使用済小型家電回収ボックス」の設置場所

👤 関連業者

「一般廃棄物処理業」及び「浄化槽清掃業」の許可業者について業者名・住所・電話番号の一覧を掲載しています。

📞 問い合わせ先

「笠岡市役所」及び「笠岡市役所市民生活部環境課」の住所・電話番号・HPアドレスを掲載しています（HPアドレスは笠岡市役所のみ掲載）。

⚙️ 設定

・「アラート項目設定」：ごみの出し忘れ防止アラートを通知する項目を設定できます。
・「アラート時刻設定」：ごみの出し忘れ防止アラートを通知する時間を設定できます。
・「エリア設定」：ごみに関する情報を表示するエリアを再設定できます。

📲 ダウンロード方法

・QRコードから読み込む。
・アプリストアで「笠岡市」もしくは「笠岡市 ごみ」と検索する。



iPhone用 (iOS 専用)



Android用 (AndroidOS 専用)



施策2 環境に関する生涯学習の充実



〔現在の取組状況〕

環境意識の向上のためには、生涯を通じて社会情勢を踏まえた環境問題・ごみ問題に対する知識を習得していくことが必要です。本市では、市民の自主的な生涯学習活動を支援する目的で、本市職員やボランティアが講師となって講義や実習を行う「まちづくり出前講座」を開設しています。ごみの出し方やごみ減量・リサイクルなど含め、複数の環境関連講座をメニューに揃えています。

◆環境分野の出前講座開催実績

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
実施数 [件]	43	47	57	25	16
参加人数 [人]	1,463	1,673	1,880	914	527

◆令和4年度笠岡市まちづくり出前講座メニュー（環境分野）

- ・ 分ける、水切る、リサイクル
- ・ 環境保全の今と未来
- ・ 笠岡の水道について
- ・ 下水処理場のしくみ
- ・ 公共下水道の利用について
- ・ 浄水場の施設見学
- ・ リサイクルプラザ、里庄清掃工場の施設見学
- ・ 環境浄化微生物「えひめAI-2」の活用について

【申込受付・連絡先】

〒714-0081
笠岡市笠岡 2369 番地 14
笠岡市環境課
TEL 0865-62-3805 / FAX 0865-62-3904

【申込方法】

開催日の3週間前までに所定の申込書を提出して下さい。申込書は教育委員会生涯学習課または中央公民館、笠岡市ホームページにも掲載しています。

〔課題〕

市民と直接向き合うことができる貴重な機会であり、メニューや講座内容を充実させる必要があります。また、より多くの市民に出前講座の申込をしてもらう必要があります。

〔施策の方向〕

広報やホームページで出前講座のPRを行います。また講座の内容については、市民のニーズに応えるよう見直し・充実を図っていきます。さらに、申込を待つだけでなく、市から地域に出向き、短時間でごみ減量等への働きかけ・説明など行う「出向き講座」を実施します。

〔今後の具体的な取組〕

- 環境教材や研究資料の情報等が入手しやすいホームページづくり
- 「まちづくり出前講座」のPR
- 講座の実施効果や市民のニーズを把握するアンケート調査の実施
- アンケート結果に基づいた講座内容の見直し・充実
- 出前講座で講師となる市職員のスキルアップ

施策3 子どもに対する環境教育の充実



〔現在の取組状況〕

無理なく環境を意識したライフスタイルを送るためには、子どものうちから環境意識を根付かせることが効果的です。本市では、子どもに対する環境学習の推進として、学校に向向いて子ども向けの「まちづくり出前講座」を実施しています。また、「こどもエコクラブ」の活動支援を行っています。

◆子どもに対する環境分野の出前講座開催実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
実施数 [件]	2	2	6	1	1
参加人数 [人]	169	124	264	30	13

◆「こどもエコクラブ」への参加実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
クラブ数 [クラブ]	1	1	1	1	2
参加人数 [人]	31	35	37	40	25

〔課題〕

子どもに対する出前講座の回数、参加人数を増やす必要があります。また、環境学習の機会を増やし、環境教育を充実させることが必要です。

【申込受付・連絡先】

〒714-0081
 笠岡市笠岡 2369 番地 14
 笠岡市環境課
 TEL 0865-62-3805 / FAX 0865-62-3904

〔施策の方向〕

出前講座の内容については、子どもに分かり易いよう見直し・充実を図っていきます。また、学校教育の場では、総合学習の時間や社会科での授業において環境学習の場や機会を増やすなど、環境教育の充実を図ります。さらに、校外での環境学習についても「こどもエコクラブ」の支援を通じて充実を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

- 「まちづくり出前講座」の内容を見直し・充実
- 環境学習教材の作成検討
- 「こどもエコクラブ」への参加促進
- 「こどもエコクラブ」の活動を支援するサポーターの育成



●こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生を対象にした環境活動クラブで子どもたちが人と環境の関わりについて理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としています。

施策4 ごみ処理施設の施設見学



〔現在の取組状況〕

自ら出したごみがどのように処理され、リサイクルあるいは処分されているのかを市民に確認してもらうことは、ごみの減量及び分別排出についての知識・意識の向上に効果的です。

本市では、里庄清掃工場の施設管理者である岡山県西部環境整備施設組合と、井笠広域資源化センター・リサイクルプラザ及び井笠広域一般廃棄物埋立処分場の施設管理者である岡山県西部衛生施設組合と連携しており、ごみ処理施設の施設見学について、各施設で受け付けています。また、処理施設のしくみや処理の流れを説明しながら施設見学を行う出前講座のメニューを設けています。

◆子どもを対象にした環境施設見学実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
見学回数 [回]	10	21	22	13	22
参加人数 [人]	239	640	606	488	741

◆施設見学の申込受付・連絡先

◆里庄清掃工場

HP より申請書をダウンロードし、FAX で申込

〒719-0302

岡山県浅口郡里庄町新庄 3655 番地

岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場

TEL0865-64-2186/FAX 0865-64-1007

◆井笠広域一般廃棄物埋立処分場

電話予約

〒715-0024

岡山県井原市高屋町 5096 番地

岡山県西部衛生施設組合

TEL0865-66-2620

◆リサイクルプラザ

電話で仮予約をした後、HP から申請書をダウンロードし FAX で申込

〒714-0054

岡山県笠岡市平成町 105 番地

TEL 0865-69-6111/FAX 0865-66-5062

〔課題〕

施設見学者数を増やすことが必要です。さらに、施設を見学した市民がごみの減量及び分別排出の目的や効果等をどれだけ理解できたかなど、施設見学の効果がどの程度あったのかを把握する必要があります。

〔施策の方向〕

里庄清掃工場の施設管理者である岡山県西部環境整備施設組合及び井笠広域資源化センター・リサイクルプラザの施設管理者である岡山県西部衛生施設組合と連携し、ごみ処理施設の見学をPRします。さらに、施設見学者を対象にアンケート調査を行い、施設見学の効果を把握します。

〔今後の具体的な取組〕

- 学校、各種団体、自治会等に施設見学の案内
- 施設見学者を対象にアンケート調査を行い、見学の効果を把握
- アンケート結果を基に出前講座の施設見学メニュー等を見直し・充実させる

(2) 市民・事業者との協働

🌈 施策5 廃棄物減量推進員制度



〔現在の取組状況〕

本市では、ごみの減量化・資源化等について、市と市民を繋ぐ地域の指導者として「廃棄物減量推進員」を委嘱しています。令和3年4月現在の委嘱人数は135人であり、任期は令和3年4月1日から2年間となっています。

廃棄物減量推進員には、それぞれの地域においてごみ減量化・資源化の普及・啓発活動やごみの正しい分け方・出し方の説明、不法投棄防止のための市への協力等を行ってもらい、地域が一体となった減量化・資源化、適正排出の取組を行っています。

〔課題〕

本市管内の各地域において、廃棄物減量推進員の人材育成が必要です。

〔施策の方向〕

引き続き廃棄物減量推進員制度の維持及び継続をします。さらに、推進員に各地域での取組や問題点など様々な意見を本市に届けてもらうため、廃棄物減量推進員に対して情報提供を行い、研修会や見学会等を実施する等のサポートを行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 廃棄物減量推進員制度の維持及び継続
- 廃棄物減量推進員への施策や制度等の情報提供
- 廃棄物減量推進員を対象とした研修会や視察、見学会等を実施し、地域における活動を活発に進められるようサポートを行う。



施策6 事業所ごみ減量化連絡協議会の設置



〔現在の取組状況〕

本市では、事業所ごみの減量化が推進されることを目的として「笠岡市事業所ごみ減量化連絡協議会」を設置しています。また、笠岡市事業所ごみ減量化連絡協議会の下部組織として、多量排出事業者を中心とした20社程度による連絡会議を開催し、事業所ごみの排出・処理状況や各社での取組状況などを報告し、情報共有しています。

◆事業所ごみ減量化連絡会議の主な議事事項	
令和3年度 第1回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 笠岡市における一般廃棄物減量化施策について 2. 里庄清掃工場における事業系一般廃棄物の搬入状況について 3. 多量排出事業者を対象とする一般廃棄物減量等計画書について 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 食品ロス削減について（フードバンク活動、3010運動） ② エコアクション21認証・登録制度について ③ 外国語版「笠岡市家庭ごみの正しい出し方」チラシの従業員への活用について（英語／中国語／ベトナム語） ④ 笠岡市廃棄物減量等推進審議会委員の推薦について
令和3年度 第2回	<ol style="list-style-type: none"> 1. 笠岡市における一般廃棄物減量化施策について 2. 里庄清掃工場における事業系一般廃棄物の搬入状況について 3. 令和4年度一般廃棄物減量等計画書の提出について 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者向けプラスチック3R推進セミナー（オンライン）の案内 ② おかやまプラスチック3R宣言事業所の募集 ③ 事業者のための環境コミュニケーションセミナー（オンライン）の案内 ④ エコアクション21認証取得研修会（オンライン）の案内

〔課題〕

令和元年経済センサス基礎調査（甲調査）によると、本市内には2,179の事業所があります。事業所ごみ減量化連絡協議会・連絡会議の開催を通じて、ごみ減量に向けて事業者と連携を進めていくことが必要です。

〔施策の方向〕

事業所ごみ減量化連絡協議会を通じて、事業所ごみの情報収集・提供・調査・研究を行います。また、事業所ごみの現状、先進事例、環境マネジメントシステムなどの情報提供を行い、各事業所が取り組む排出抑制・再生利用による減量化を支援します。

〔今後の具体的な取組〕

- 事業所ごみ減量化連絡協議会設置の継続
- 市内全事業者への情報提供
- 優良事業者表彰制度の検討

施策7 事業者における廃棄物発生抑制の推進

〔現在の取組状況〕

本市では条例において下記のように定め、事業者に対し、排出者責任に基づき自らの責任で減量化・資源化に取り組むよう求めているほか、簡易包装（過剰包装等の回避）や環境配慮型製品の開発に努め、廃棄物減量のため市に協力をするように要請しています。

笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第4条（事業者の責務）

- 1 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、使用する容器、包装について過剰包装等の回避に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発を行わなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第31条（事業者の減量義務）

- 1 事業者は、物の製造、加工、販売に際して、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売に際して、その製品、容器等の再利用を促進するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。
- 4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

〔課題〕

条例に基づき、減量化及び資源化に取り組むほか、環境配慮型商品への移行や簡易包装等、廃棄物発生抑制に取り組む事業者を増やすことが必要です。

〔施策の方向〕

事業者に対し廃棄物発生抑制のための減量化及び資源化を実施するよう要請を行います。

〔今後の具体的な取組〕

- 事業者に対し、廃棄物の減量化及び再資源化、簡易包装や環境配慮型製品への移行等、協力を要請
- 優良事業者の表彰制度の検討

(3) ごみ減量化制度設計

施策8 指定ごみ袋制度の見直し

〔現在の取組状況〕

本市では、平成14年4月に一定枚数の指定ごみ袋を無料配付する超過従量制の指定ごみ袋制度を導入し、平成18年と平成23年に「廃棄物減量等推進審議会」の答申に基づき配付枚数の見直しをしています。指定ごみ袋制度導入の結果、導入直後はごみの減量化・資源化に一定の効果が得られました。また指定ごみ袋の手数料収入については、市民の資源回収（集団回収）や生ごみ処理容器購入、ごみ収集施設設置費の補助制度などの財源としています。

●指定ごみ袋制度の種類

超過従量制

全世帯へ毎年一定量を無料配付し、ごみ袋が足りなくなった場合に有料で購入する制度

単純従量制

排出するごみの量に応じて、1枚目からごみ袋を購入する制度

〔課題〕

指定ごみ袋制度の導入から20年あまりが経過し、ごみの減量化効果は薄れています。年齢層、生活様式により使用枚数の違いや無料配付制度の世帯区分の分け方による配付枚数の過不足等の実態があります。このことから、公平性を保ちながら、より一層の減量化・資源化を目指すためには、指定ごみ袋制度の新たな見直しや運用方法を導入することが必要です。

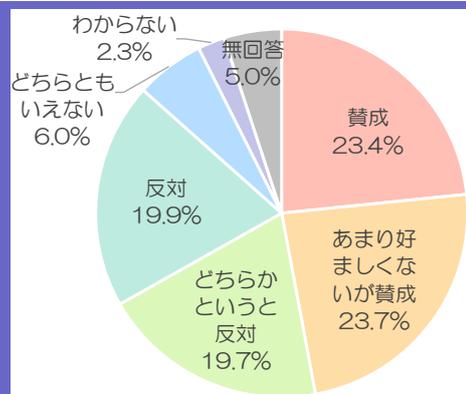
◆市民アンケート調査（令和4年3月実施）

指定ごみ袋の単純従量制を導入する自治体が増えています。笠岡市でも導入を検討していますが、このような「有料化」による減量の取組について、どう思いますか。

賛成+あまり好ましくないが賛成=47.1%

反対+どちらかという反対=39.6%

⇒賛成派が7.5%上回る結果となりました。



〔施策の方向〕

毎年実施計画を策定し、現行制度のなかでさらなる減量啓発を推進するとともに周辺自治体が成果を上げている「単純従量制」について、その成果に鑑み、費用等を含め総合的に検討します。移行に際しては、市民生活に急激な変化を与えないよう激変緩和措置を設けること、さらにごみ減量効果に応じてごみ袋の価格を見直すなど柔軟な制度運用を検討します。

また、単純重量制に移行した際に増える指定ごみ袋の手数料収入については、現在財源としている補助制度の補助内容の拡充への活用や、新たな利用方法を増やすなど、市民に還元することを検討していきます。

〔今後の具体的な取組〕

- 単純従量制移行への調査・検討
- 手数料収入の活用方法の検討

(4) 4Rの実践

🌈 施策9 マイバッグ持参の推進 (ごみになるものはもらわないの実践) [Refuse]

〔現在の取組状況〕

我々にとって一番身近なリフューズの取組は、マイバッグを持参しレジ袋をもらわないことです。レジ袋の削減は、ごみの減量とともに地球温暖化防止にも繋がる効果的な取組です。

本市では、市制施行70周年を記念し、令和4年4月に「かさおかプラスチックごみゼロ宣言」を宣言しました。この宣言では私たちができる5つの行動を提示しており、そのうちのひとつとして買い物時のマイバッグ持参を位置づけています。また、広報やホームページでマイバッグの持参を呼びかけています。

◆私たちができる5つの行動『カブトガニ』

(令和4年4月24日笠岡市制施行70周年記念式典第2部より)

- カ** 買い物にはマイバッグを持って行こうで
- ブ** 分別を徹底し、プラスチックごみはリサイクルせにゃあおえん
- ト** 友達や家族と一緒に、地球をきれいにしようや
- ガ** 外出先でポイ捨ては絶対しちやあいけん
- ニ** 日本遺産を未来に引き継ぐんじゃけえ、プラごみをゼロにしようで!

◆市民アンケート調査 (令和4年3月実施)

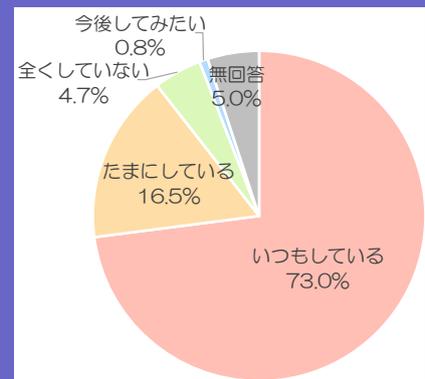
買い物時には、マイバッグを持参する。

いつもしている+たまにしている=89.5%

全くしていない=4.7%

今後してみたい=0.8%

⇒残り 5.5% (無回答を除く) の市民はレジ袋削減の可能性を残している結果となりました。



〔課題〕

市民アンケート調査の結果では、89.5%の市民が買い物時にマイバッグをいつも持参しているもしくはたまに持参しています。この結果から、残りの5.5% (無回答を除く) の市民にマイバッグ持参によるレジ袋の削減可能性があります。普段からマイバッグを持参する習慣をつけ、レジ袋を断る市民を増やすことが必要です。

〔施策の方向〕

市民にマイバッグ持参の習慣づけを推進するため、広報やホームページでの掲載情報の充実のほか、ポスターや標語の掲示を行い、より多くの市民に実践を促します。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌀 買い物時のマイバッグ持参について広報やホームページ等の内容充実
- 🌀 広報やホームページ等を閲覧しない市民向けに、ポスターや標語などの掲示

施策 10 廃棄物排出抑制の推進（ごみになるものは選択しないの実践）

〔現在の取組状況〕

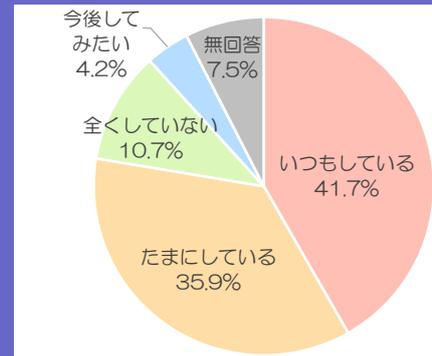
〔Refuse〕

日々の生活において発生する廃棄物のなかには、ほんの少しのライフスタイルの変化で容易に削減可能なものが数多くあります。例えば、過剰包装である食品や製品を選択しないようにするほか、小売店や宿泊施設で提供される使い捨てプラスチック等を使用しない等、身近なところで実践することが可能であり、かつ排出抑制のために重要な行動となっています。

〔課題〕

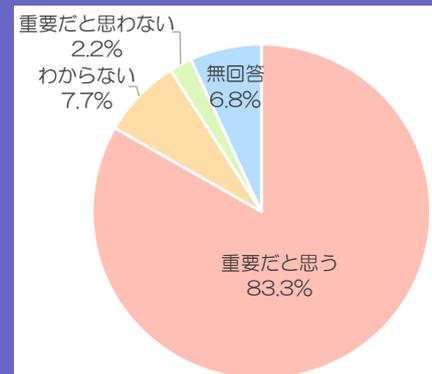
◆市民アンケート調査（令和4年3月実施）
環境配慮型商品（詰替え商品等）を購入している。

いつもしている+たまにしている=77.6%
全くしていない=10.7%
今後してみたい=4.2%
⇒環境配慮型商品を購入している市民は77.6%
となっています。



◆市民アンケート調査（令和4年3月実施）
使い捨てプラスチックによる環境への影響は、重要な問題
だと思いますか。

重要だと思う=83.3%
わからない=7.7%
重要だと思わない=2.2%
⇒重要と考える市民は83.3%となっています。



本市において、実際に環境配慮型商品を購入している市民は77.6%となっており、環境配慮型商品に対する市民のニーズも高いことがうかがえる結果となっています。また、使い捨てプラスチックによる環境影響が重要な問題であると考えている市民は83.3%であり、市民のプラスチック使用製品廃棄物への問題意識の高さがうかがえる結果となりました。

〔施策の方向〕

廃棄物の排出抑制のため、簡易包装の製品や環境配慮型製品を優先的に選択するほか、小売店や宿泊施設等において使い捨てプラスチックの使用を控える等、市民及び事業者へ廃棄物となりうる製品をなるべく選択せず、また過剰な使用を控えるライフスタイルを周知し促進する。

〔今後の具体的な取組〕

- 使い捨てプラスチックの過剰な使用や過剰包装を控えるよう、広報やホームページ等で事業者及び市民に広く周知する
- 簡易包装協力店や詰替え商品の紹介による利用促進

施策 11 生ごみ発生抑制の推進 (ごみになるものを減らすの実践) [Reduce]

〔現在の取組状況〕

本市では、家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による資源化の促進を図るため、生ごみ処理容器を設置するものに対し、生ごみ処理容器設置事業補助金を交付しています。また電気式生ごみ処理機のモニター募集も行っており、生ごみの減量化に取り組みやすい制度を整備しています。

◆生ごみ処理容器設置事業補助金交付実績

(単位：基)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
コンポスト	74	68	61	81	48
ポカシ	5	1	5	2	2
電気式	6	9	24	23	18
合計	85	78	90	106	68

〔課題〕

本市の家庭系収集可燃ごみは生ごみ（調理くず・食べ残し）が多くを占めており（ごみの分別区分は P10 を参照），令和4年度ごみ組成調査において家庭系収集可燃ごみのうち、37.0%を占める結果となりました（ごみ組成調査結果詳細は P11 を参照）。

〔施策の方向〕

生ごみの水切りや調理方法の工夫等の生ごみ削減につながる取組を、生ごみ削減以外のメリットも踏まえて広く普及啓発し、実践する市民を増やすことが必要です。また、生ごみ処理容器のメリットや制度をPRすることで、生ごみ処理容器を導入・利用する市民を増やし、生ごみの資源化による排出抑制を図る必要があります。

家庭での生ごみを減らすには？

食材を使いきろう



- 皮を厚くむき過ぎない
- 捨てていた部分も調理に

生ごみの水キリ



捨てる前に**ギュツ**とひと絞り！

- 軽くなってごみ出しも楽ちん
- 汚水が出ずごみ出し場も清潔

生ごみ処理容器を使おう



- 生ごみ処理容器補助制度の利用で購入金額が 1/2 注) 1
- 堆肥化で畑の肥料になる

注) 1.上限額あり（詳細はP28参照）。

〔今後の具体的な取組〕

- 生ごみ削減に努める市民の増加に向け、家庭における経済的メリット等のPR
- 広報・ホームページ等での生ごみ処理容器の普及啓発及び制度の見直し

🌈 施策 12 フリーマーケット等の活用（何度でも使うの実践） [Reuse]

〔現在の取組状況〕

自分には必要のないものでも、それを必要としている人に譲ることでごみとして排出されるものが減ります。本市では、家庭のなかで眠っている不用品をほかの人に安価で販売するリユースバザー「芙蓉の花フェア」を開催しています。

◆ 笠岡市環境フェスティバル実績

笠岡市環境フェスティバル2019

令和元年10月19日 笠岡市民会館

- ・ エコバザー「芙蓉の花」
- ・ 生ごみ堆肥化セミナー
- ・ アニメーション上映
- ・ 親子で楽しむリサイクル工作教室
- ・ フードアンドライブドライブコーナー
- ・ 各種展示・体験コーナー



〔課題〕

リユースイベントへの参加者を増やすことが必要です。また、リサイクルショップやインターネットを活用した中古品取引についても利用を促進していくことが必要です。

〔施策の方向〕

リユースイベントへの参加者が増えるようにイベントの告知を積極的にPRします。

〔今後の具体的な取組〕

- 笠岡市環境フェスティバルの継続的な開催
- 「芙蓉の花フェア」への参加者募集
- リユースイベント開催情報の広報

第7節 II.再資源化に関する施策

1 施策体系

リサイクルを進めるためには、分別徹底から始まる資源物回収が不可欠です。また、再生原料を使用した製品の利用普及等も効果的です。

ごみの再資源化について、今後取り組む施策は、マテリアルリサイクルの推進を中心として展開していくものとします。

●図表 3-29 再資源化に関する施策の体系

施策の柱 II 再資源化に関する施策	(1)マテリアルリサイクルの推進	施策1 資源回収の推奨 (再資源化の実践)【Recycle】
		施策2 プラスチック資源の循環促進 (資源循環促進の実践)【3R+Renewable】
		施策3 分別徹底の啓発
		施策4 使用済小型家電のリサイクル推進
		施策5 グリーン購入・グリーン調達の推進

●マテリアルリサイクル

ごみを材料や原料として再資源化することです。これらは再生した原材料として同じ製品や別の製品など様々な製品に使われています。

(1) マテリアルリサイクルの推進

施策 1 資源回収の推奨（再資源化の実践）【Recycle】

〔現在の取組状況〕

ごみの減量化・再資源化のためには、リフューズ、リデュース、リユースの取組を行ったうえで、やむを得ず発生するごみから資源として再生利用できるものをできる限り効率よく回収することが重要です。



そのため、本市では、資源ごみによる分別収集とは別に、営利を目的とせず、町内会や学校 PTA、子供会や老人会などの市民団体が自主的に行う資源回収活動に対して推進報奨金を交付し、市民の自主的な資源回収を推進しています（ごみの分別区分は P10 を参照）。

◆資源回収推進団体実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
資源回収推進団体登録数 [団体]	61	58	56	54	51
資源回収推進団体回収量 [t]	948	853	827	649	593

〔課題〕

人口が減少する中、資源回収推進団体を維持していくことが必要です。また、資源回収に参加する市民の拡大が必要です。

〔施策の方向〕

資源回収推進団体の活動を支援し、推進報奨金の交付制度を維持していきます。

〔今後の具体的な取組〕

● 資源回収補助事業の推進

● 資源回収推進団体

資源の再利用及びごみの減量化を図ることを目的として、自主的に資源回収活動を行う PTA、町内会、子供会等の地域住民で構成する営利を目的としない団体

施策2 プラスチック資源の循環促進（資源循環促進の実践） 【3R+Renewable】

〔現在の取組状況〕

国では令和3年6月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）を公布しました。この法律は、プラスチック使用製品の使用合理化、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の再商品化並びに分別収集、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための措置等を講じ、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するものとなっています。

●図表 3-30 プラスチック資源循環促進法の各主体における措置事項

	法での措置事項 (概要)	対 象	対 象 者	主 務 大 臣
設計・製造	環境配慮設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣，事業所管大臣（内閣総理大臣，財務大臣，厚労大臣，農林大臣，経産大臣，国交大臣）
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品（12品目）	特定プラスチック使用製品提供事業者（小売・サービス事業者等）	経産大臣，事業所管大臣（厚労大臣，農林大臣，経産大臣，国交大臣）
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣，環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣，環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣，環境大臣，事業所管大臣（全大臣 ^{注1} ）

（資料：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のバンレット」環境省）

注）1. 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣，環境大臣に限る。

本市においても、プラスチック使用製品廃棄物（容器包装プラスチックを含む）の分別収集を行い、分別収集物の再商品化等の国の方針に基づき、プラスチック資源の循環・促進のために必要な措置を講じるよう努める必要があります。また分別収集の基準を本市が定めた後は、プラスチック使用製品廃棄物を排出するもの（市民・事業者等あらゆるすべての排出者）はこれに従い、適正な分別排出を実施する必要があります。

●プラスチック使用製品^{注1}

プラスチックが使用されている『あらゆる製品』

●容器包装プラスチック^{注1}

中身（商品等）を消費するか取り出した後に不要となる、プラスチック製の容器及び包装のこと。プラスチック製容器包装ともいう。

●特定プラスチック使用製品（12製品）^{注1}

商品の販売または役務の提供において消費者に無償で提供されるプラスチック製製品。

【対象】フォーク，スプーン，テーブルナイフ，マドラー，飲料用ストロー，ヘアブラシ，くし，かみそり，シャワーキャップ，歯ブラシ，衣類用ハンガー，衣類用カバー

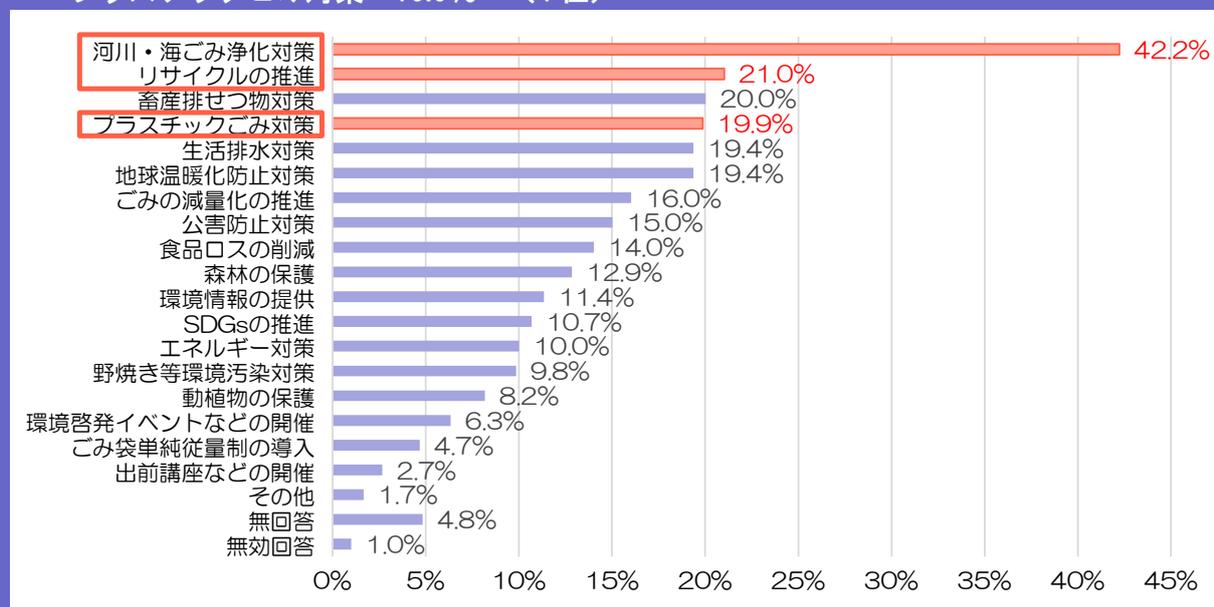
注）1. プラスチックの一般的名称に関する用語解説であり、本市の分別区分名称（P10参照）を指すものではありません。

〔課題〕

◆市民アンケート調査（令和4年3月実施）

あなたが環境保全のために市に望むことはどのようなことですか。

- ⇒河川・海ごみ浄化対策 42.2%（1位）
- リサイクルの推進 21.0%（2位）
- プラスチックごみ対策 19.9%（4位）



市民が本市に対して望んでいる環境保全への対策のうち上記の3項目は上位に位置しています。これらはいずれもプラスチック使用製品における廃棄物対策と密接に関連している項目であり、対策を講じることの重要性がうかがえる結果となりました。

生活をするうえでプラスチックを使用するにあたり、減量化（Reduce：リデュース）及び再使用（Reuse：リユース）が必要です。そのうえでプラスチックの使用が必要不可欠な場合は、安全性や機能性、経済性や技術水準等に配慮しつつ、再生可能（Renewable：リニューアブル）資源に切り替え、徹底的な再資源化（Recycle：リサイクル）を行うことが重要です。

〔施策の方向〕

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再資源化のさらなる推進に努めます。また、新たな分別収集・再資源化方策について検討を行います。

〔今後の具体的な取組〕

- プラスチック使用製品廃棄物の再資源化促進のため、ごみ分別方法の周知徹底や資源物の店頭回収を推進する。
- 国の方針に基づいた分別収集・再資源化方策を検討し、必要な措置を講じるよう努める。

施策3 分別徹底の啓発



〔現在の取組状況〕

ごみ処理施設に搬入されたごみは、手選別・機械選別により資源物の回収が行われます。分別が徹底されていない場合には、設備の故障の原因となるほか、選別に手間がかかり処理コストの増加を招きます。そのため、本市では、令和4年7月に『保存版笠岡市ごみ大百科』及び『（保存版）笠岡市家庭ごみの正しい出し方』、『（保存版）笠岡市分別収集の正しい分け方』を更新し、分別徹底の啓発を行っています（ごみの分別区分はP10を参照）。さらに、『（保存版）笠岡市家庭ごみの正しい出し方』、『（保存版）笠岡市分別収集の正しい分け方』については英語版・中国語版・ベトナム語版も作成し、外国人にも分別徹底してもらえるよう努めています。



〔課題〕

令和4年度に実施した家庭系収集ごみ組成調査の結果から、家庭系収集可燃ごみのなかには15.1%もの資源物が含まれており、特に紙類及びプラ製容器包装類が多く含まれていました。また削減可能な手つかず食品は12.3%含まれており、合計27.4%が不適切な分別方法で排出されていることが分かりました。

一方、家庭系収集不燃ごみには31.9%の資源物が含まれており、特に使用済小型家電、その他金属類、ビン類が多く含まれていました。また可燃物も7.1%含まれており、合計39%が不適正排出されていることが分かりました（ごみ組成調査結果詳細はP11、P12を参照）。

不適正排出の現状を市民に広く理解してもらい、分別徹底に取り組む市民を増やすことが必要です。

〔施策の方向〕

笠岡市ごみ大百科等の内容について、より分別方法・排出方法が分かりやすい内容に見直します。また、本市職員が地域へ出向き、廃棄物減量推進員と協力して地域における分別啓発を行っていきます。さらに、分別先進地域における取組事例については、出前講座等での紹介を検討します。

〔今後の具体的な取組〕

- 広報・ホームページ・パンフレット等による周知徹底
- ごみ大百科の内容見直し及び全戸配付
- 本市職員が地域へ行き啓発チラシ等の配付を行う
- 廃棄物減量推進員と協力し、地域における分別啓発の実施
- 分別の取組がうまくできている具体的な事例の紹介

施策4 使用済小型家電のリサイクル推進

〔現在の取組状況〕

使用済小型家電には、鉄やアルミなどのほかにレアメタルなどの貴重な資源が含まれています。平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことから、本市では回収ボックスによる家庭の使用済小型家電の回収を行っています。また、本市環境課庁舎では、回収ボックスに入らない使用済小型家電についても全製品を対象に回収を行っています。

〔課題〕

使用済小型家電は資源としてリサイクルが可能ですが、令和4年度ごみ組成調査結果では家庭系収集不燃ごみのうち使用済小型家電が10%を占めており、ごみとして排出している市民もいることが分かりました（ごみ組成調査結果詳細はP12を参照）。

使用済小型家電を不燃ごみとして排出した場合、資源物として回収・資源化できるものは鉄やアルミのみで、そのほかのレアメタル等の資源は不燃残渣として最終処分場へ埋立処分となります。よって使用済小型家電を回収ボックスで回収・資源化することは、ごみの減量や最終処分場の延命化にもつながります。

今後は、法制度の周知徹底と使用済小型家電のリサイクルに協力する市民を増やすことが必要です。

◆使用済小型家電回収実績

	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
回収量 [kg]	33,100	43,760	36,750	38,370	41,830

◆本市の燃えないごみに混入していた使用済小型家電



（資料：令和4年度ごみ組成調査結果）

〔施策の方向〕

小型家電リサイクル法の制度について広報、ホームページ等で分かりやすく解説するとともに、使用済小型家電回収への協力を呼びかけていきます。

〔今後の具体的な取組〕

- 小型家電リサイクル法の制度と回収品目・回収場所について周知徹底
- 使用済小型家電回収への協力の呼びかけ
- 使用済小型家電回収ボックスによらない回収方法の検討・回収場所増設の検討

◆使用済小型家電リサイクルについて

国においては、循環型社会形成の推進を目的として平成 24 年8月3日に使用済小型家電リサイクル法（正式名称：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）を成立させ、平成 25 年4月に施行しています。

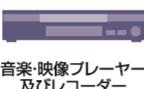
この使用済小型家電リサイクル法は、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象（家電リサイクル法対象品は対象外）とし、先行的に取り組みられているシステムを活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保することを狙いとしています。

そのため、リサイクル料金を消費者から徴収せず、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫して、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度となっています。

本市では、法施行前の実証事業としていち早く使用済小型家電のリサイクルを進めてきました。回収には密閉されたボックスを用いることでパソコンや携帯電話などに残る個人情報を守り、市民が安心して排出できるよう配慮しています。

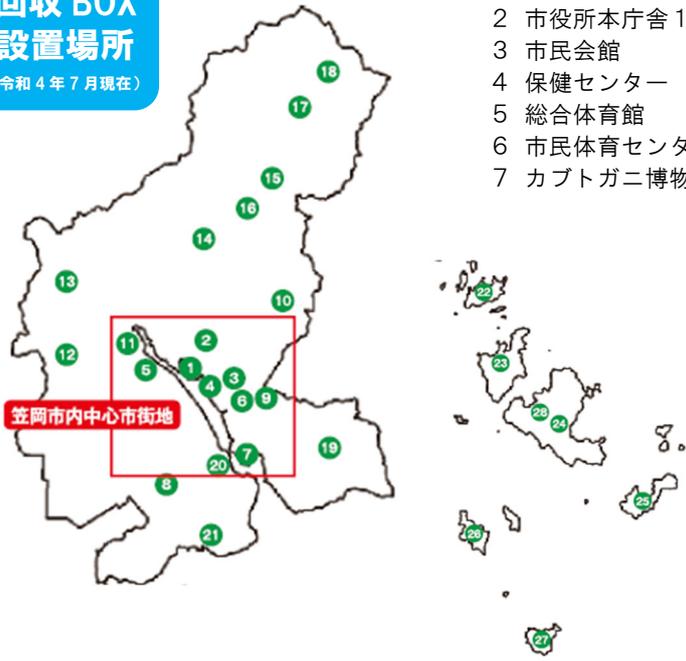
主な回収対象品目



 携帯電話・PHS	 パソコン	 タブレット・電子書籍端末	 電話機・FAX	 デジタルオーディオプレーヤー
 ビデオカメラ	 デジタルカメラ	 ラジオ	 音楽・映像プレーヤー 及びレコーダー	 電子血圧計
 携帯型ゲーム機	 ICレコーダー	 USBメモリ	 懐中電灯	 ヘアドライヤー
 据置型ゲーム機	 カーナビ	 電子辞書	 リモコン	 ACアダプタ・ケーブル

回収 BOX 設置場所

（令和 4 年 7 月現在）



1 笠岡市環境課	8 道の駅笠岡ベイファーム
2 市役所本庁舎 1 階（市民課）	9 笠岡東公民館
3 市民会館	10 今井公民館
4 保健センター	11 金浦公民館
5 総合体育館	12 城見公民館
6 市民体育センター	13 陶山公民館
7 カプトガニ博物館	14 大井公民館
	15 吉田文化会館
	16 天満屋ハッピーマート 笠岡吉田店
	17 新山公民館
	18 北川公民館
	19 大島公民館
	20 神島公民館
	21 神島外公民館
	22 高島公民館
	23 白石島出張所
	24 北木島出張所
	25 真鍋島出張所
	26 飛島公民館
	27 六島公民館
	28 北木西公民館

施策5 グリーン購入・グリーン調達の推進



〔現在の取組状況〕

市民・事業者の環境意識向上のためには、普段の生活のなかで、環境負荷について意識した行動を増やすことが重要です。

〔課題〕

どのような行動がグリーン購入・グリーン調達と言えるのか、具体的な行動事例を市民・事業者へ紹介していく必要があります。

〔施策の方向〕

市民・事業者の環境意識向上のため、広報・ホームページ・啓発イベント等を通じてグリーン購入・グリーン調達の具体的な行動事例を紹介し、PRを行います。

〔今後の具体的な取組〕

- グリーン購入・グリーン調達の具体的な行動事例を収集し、市民・事業者に紹介
- 市民・事業者へのグリーン購入・グリーン調達の呼びかけ

●グリーン購入・グリーン調達

製品やサービスの購入前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することです。消費者の観点での実行をグリーン購入、生産者の観点での実行をグリーン調達といいます。

＜具体例＞

- ・岡山県エコ製品の購入：岡山県では循環型社会の形成に資する環境負荷の少ない製品を「岡山県エコ製品」として認定しています。
- ・地産地消商品の購入：地産地消商品を選ぶことで輸送に係る燃料が削減され、CO₂の削減につながります。
- ・バイオプラスチックの導入：バイオプラスチックは、バイオマスプラスチック（植物などの再生可能な有機資源が原料のプラスチック）と生分解性プラスチック（微生物による分解が可能なプラスチック）の総称です。目的や解決したい環境問題に応じた、適切な用途での使用が重要です。

◆岡山県エコ製品の認定について

岡山県では、岡山県循環型社会形成推進条例第27条に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定する制度を創設して、平成14年10月から募集を開始、令和3年9月末現在で368件（156事業者）が認定されています。

認定した製品については、価格、用途等を考慮のうえ、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとされています。



■岡山県エコ製品とは

岡山県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品（対象品目）であって、県が定める認定基準を満たした製品のこと。

■対象品目

- (1) 紙類 (2) 文具類 (3) 機器類 (4) 制服等 (5) 資材(公共工事関係資材) (6) その他

認定基準	判断基準の区分	内容
	循環資源使用率	品目の細区分ごとに定める率の循環資源を使用
	品質に係る基準	JIS規格、県土木工事共通仕様書等公的な規格に適合または準拠
	安全性の基準	特別管理産業廃棄物等を不使用、土壌環境基準に適合等
	その他	生活環境の保全上十分配慮された事業場で製造された製品等

第8節 Ⅲ.適正処理に関する施策

1 処理の主体

(1) 排出段階

排出段階におけるごみ発生・排出削減，再利用，さらに分別徹底については，排出者である市民・事業者が行うものとします。

適正処理の観点からも，ごみ発生・排出削減を推進する必要があるため，排出者への支援等については本市が行います。

(2) 収集・運搬

本計画の対象廃棄物については，原則として本市が主体となって収集・運搬を行います。ただし，事業系ごみの収集・運搬については，事業者自らの責任により，収集運搬許可業者によって，または自らが直接運搬するものとします。

(3) 処理・処分

ごみの中間処理及び最終処分は，岡山県西部環境整備施設組合及び岡山県西部衛生施設組合において行うものとします。ただし，資源ごみのうち，直接資源化対象物については，本市において行うものとします。

また，処理困難物や特別管理一般廃棄物については，製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

なお，最終処分については令和4年度から，ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会（笠岡市・井原市・浅口市・矢掛町・里庄町）管内（以下「井笠管内」という。）において広域処理を開始しており，中間処理のうち焼却処理については現在岡山県西部環境整備施設組合（笠岡市，浅口市，里庄町）において処理を行っていますが，令和8年度から，井笠管内で広域処理を行うことから，令和8年度以降の処理主体は，岡山県西部衛生施設組合に一本化します。

●図表 3-31 ごみ処理段階ごとの処理主体（責任者）

排出者	ごみ区分	収集・運搬	中間処理	最終処分	
市民	燃えるごみ	市民・本市 (直営・委託)	岡山県西部環境整備施設組合 ↓ R8年度以降 岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合	
	燃えないごみ		岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合	
	粗大ごみ	市民・本市 (直営)	【可燃性】 岡山県西部環境整備施設組合 ↓ R8年度以降 岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合	
			【不燃性】 岡山県西部衛生施設組合	岡山県西部衛生施設組合	
	資源ごみ	新聞・ダンボール ・雑紙・紙パック	本市 (直営・委託)	本市 (民間事業者)	—
		缶類			
		金属類			
		ペットボトル	本市 (直営・委託)		
		びん類 (生きビン)			
		びん類 (生きビン以外)	本市 (直営)	岡山県西部衛生施設組合	
		容器包装プラスチック (その他)			
		布類	本市 (直営・委託)	本市 (民間事業者)	
		白色トレイ			
使用済小型家電		市民・本市 (直営・委託)	本市 (民間事業者)		
水銀使用廃製品					
事業者	燃えるごみ	事業者 ・ 許可業者	岡山県西部環境整備施設組合 ^{注)1} ↓ R8年度以降 岡山県西部衛生施設組合 ^{注)1}	岡山県西部衛生施設組合 ^{注)1}	
	燃えないごみ	許可業者	民間事業者	—	
	資源ごみ	事業者 ・ 許可業者	民間事業者	—	

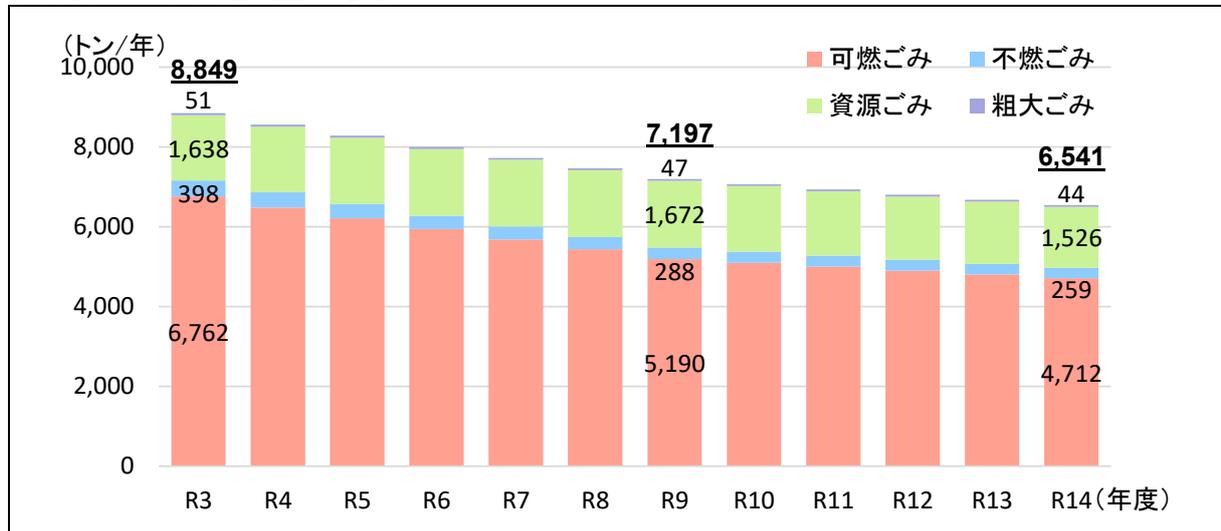
注) 1. 原則事業者責任で自ら処理を行う必要があり、書類などの一部を岡山県西部環境整備施設組合（令和8年度以降は岡山県西部衛生施設組合）にて処理・処分を行っている。

2 処理計画

(1) 収集運搬量

収集運搬量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和9年度に 7,197 トン、令和 14 年度に 6,541 トンと見込みます。

●図表 3-32 収集運搬量の見込み

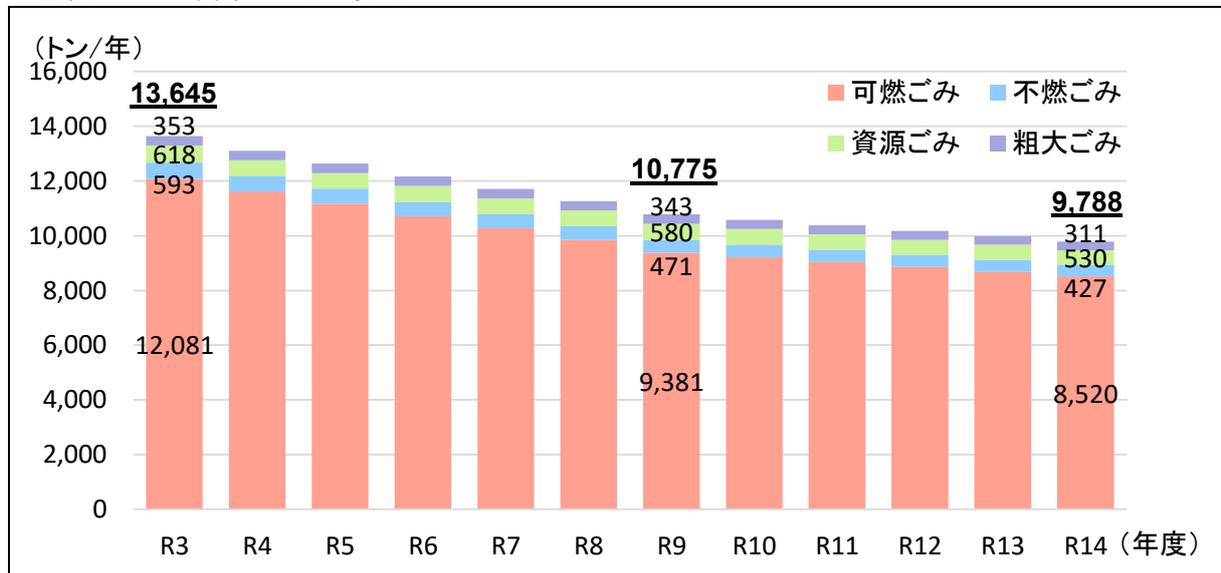


(2) 中間処理量

可燃ごみについて、岡山県西部環境整備施設組合の里庄清掃工場にて中間処理をしています。なお、令和 8 年度からは岡山県西部衛生施設組合にて井笠管内で広域処理を開始します。不燃ごみ、粗大ごみは岡山県西部衛生施設組合の粗大ごみ処理施設にて処理します。また、資源ごみは直接資源化するものを除き、岡山県西部衛生施設組合のリサイクルプラザにて処理します（ごみの分別区分は P10 を参照）。

中間処理量は、ごみ発生・排出削減目標の達成により削減され、令和9年度に 10,775 トン、令和 14 年度に 9,788 トンと見込みます。

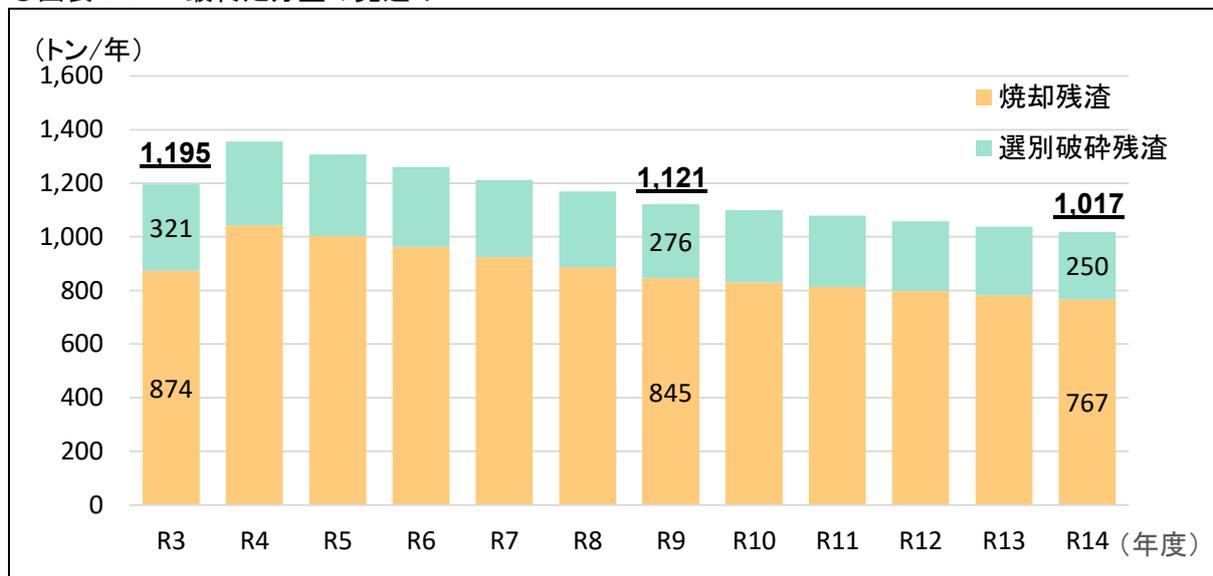
●図表 3-33 中間処理量の見込み



(3) 最終処分量

最終処分については、平成25年4月から令和4年3月まで民間業者への委託処分としていました。令和4年4月以降は井笠広域一般廃棄物埋立処分場が供用開始となり、焼却残渣が全量埋立処分となるため、埋立量の増加を見込んでいます。よって最終処分量は、令和9年度に1,121トン、令和14年度に1,017トンを見込んでいます。

●図表 3-34 最終処分量の見込み



3 施策体系

ごみの適正処理を行うため、今後取り組む施策は、①収集運搬に関する施策、②中間処理に関する施策、③最終処分に関する施策、④その他適正処理に関する施策の4つを中心として展開していくものとします。

●図表 3-35 適正処理に関する施策の体系

